

新宿区移動等円滑化促進方針
(案)

【概要版】

令和 3 (2021)年 11 月
新宿区

目次

第1章 移動等円滑化促進方針の策定にあたって

1 移動等円滑化促進方針について	1
1-1 策定の背景と目的	1
1-2 移動等円滑化促進方針とは	1
1-3 移動等円滑化促進方針によるユニバーサルデザインまちづくりの推進	1

第2章 全体方針

1 移動等円滑化促進方針の位置づけ	3
2 基本方針	3
3 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定	4
3-1 移動等円滑化促進地区の設定	4
3-2 生活関連施設の設定	4
3-3 生活関連経路の設定	5
4 バリアフリー化促進に関する事項（移動等円滑化の促進に関する事項）	10

第3章 地域別方針

1 四谷地域	15
2 笹筈地域	16
3 榎地域	17
4 若松地域	18
5 大久保地域	19
6 戸塚地域	20
7 落合第一地域	21
8 落合第二地域	22
9 柏木地域	23
10 新宿駅周辺地域	24

第4章 移動等円滑化促進方針の実現に向けて

1 こころのバリアフリー等のソフト施策	30
1-1 こころのバリアフリーの促進	30
1-2 情報提供	31
1-3 その他のソフト施策	31
2 移動等円滑化促進方針策定後の進め方	32
2-1 移動等円滑化促進方針の周知啓発	32
2-2 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく手続きにおける関わり方	32
2-3 バリアフリー法に基づく届出制度	33
2-4 移動等円滑化促進方針に基づく整備の確認	33

第1章 移動等円滑化促進方針の策定にあたって

1 移動等円滑化促進方針について

1-1 策定の背景と目的

新宿区（以下、区）では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、交通バリアフリー法）」に基づく、「新宿区交通バリアフリー基本構想（以下、基本構想）」を平成17年4月に策定しました。策定後は、鉄道事業者や道路管理者が基本構想に即して作成したバリアフリー化を実施するための計画である「交通バリアフリー特定事業計画（以下、特定事業計画）」について、平成19年3月に高田馬場駅周辺地区、平成20年3月に新宿駅周辺地区で定め、鉄道駅・バス（公共交通特定事業計画）、道路（道路特定事業計画）、信号機（交通安全特定事業計画）のバリアフリー化をそれぞれ進めてきました。

特定事業計画策定後は、高齢者、全ての障害者及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける方など（以下、高齢者、障害者等）の当事者との意見交換など、継続的に取り組んできました。

基本構想及び特定事業計画に基づいて、新宿駅周辺や高田馬場駅周辺を中心にバリアフリー化を進めてきたところですが、高齢化の進展や観光客の増加なども踏まえ、区内全域で面的なバリアフリー化を進めることが求められています。

このような中、平成30年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」が改正され、区市町村が移動等円滑化促進方針を定めることができる制度が創設されました。移動等円滑化促進方針では、道路や駅等の旅客施設、建築物等の具体的な施設のバリアフリー化事業の調整が難しい段階においてもバリアフリー化の重要性を打ち出すことが可能です。

これを受けて区では、区全体のバリアフリー化に関する「新宿区移動等円滑化促進方針（以下、促進方針）」を策定し、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図ります。

1-2 移動等円滑化促進方針とは

移動等円滑化促進方針とは、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を区市町村が示すものです。

これを踏まえ、区全体において一層のバリアフリー化を図るため、促進方針では、施設と経路の連続性を確保することや、ソフト施策等、区全域における総合的なバリアフリー化の方針として示します。

1-3 移動等円滑化促進方針によるユニバーサルデザインまちづくりの推進

区では、区、区民、施設所有者等が協力・連携して、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる「ユニバーサルデザインまちづくり」を推進するため、令和2年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例（以下、UD条例）」を制定しました。

UD条例では、高齢者、障害者等の誰もが円滑に施設を利用できるよう、出入口、廊下、階段、便所等の項目について整備基準を定め、事前協議や届出等の制度により、個々の施設の整備強化を行っています。これに加えて促進方針では、そのうち主要な施設と道路をつなぐ経路等について、バリアフリー歩行空間ネットワーク化の実現を目指し、誰もが円滑な移動を確保できるよう面的・一体的なバリアフリー化を図ることで、区全体において、ユニバーサルデザインまちづくりを一層推進していきます。

■ バリアフリー歩行空間ネットワークのイメージ

【UD 条例の整備基準の主な項目例】

● 出入口の有効幅



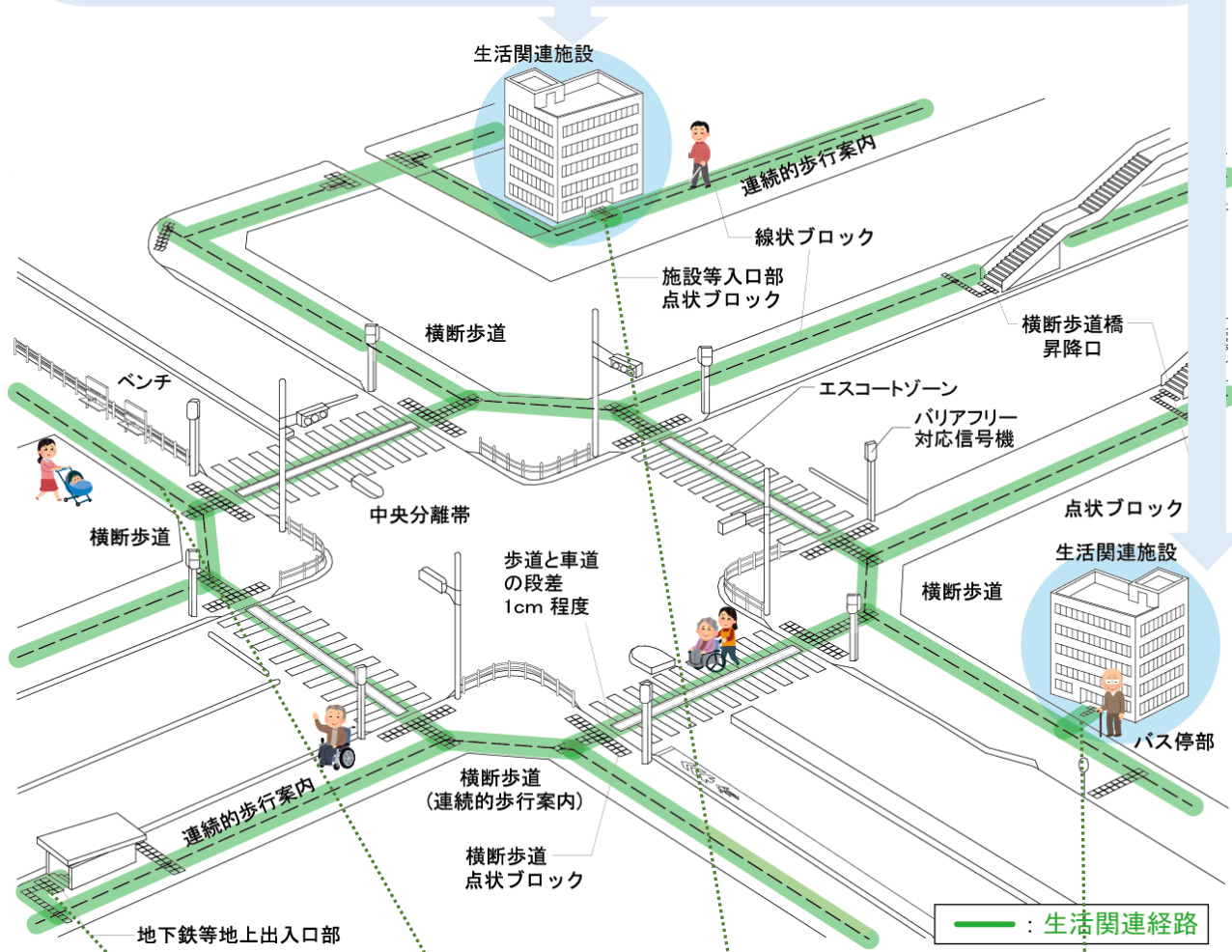
● 階段の有効幅や手すり



● 廊下の有効幅や表面の仕上げ



● 便所の大きさや設備



● 民間敷地等も活用した鉄道駅のバリアフリールートへの整備



● 道路から敷地まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置



● 道路と敷地に段差のない一体的な歩行空間の確保



● 沿道敷地内にも歩行空間やバスの待機場の設置



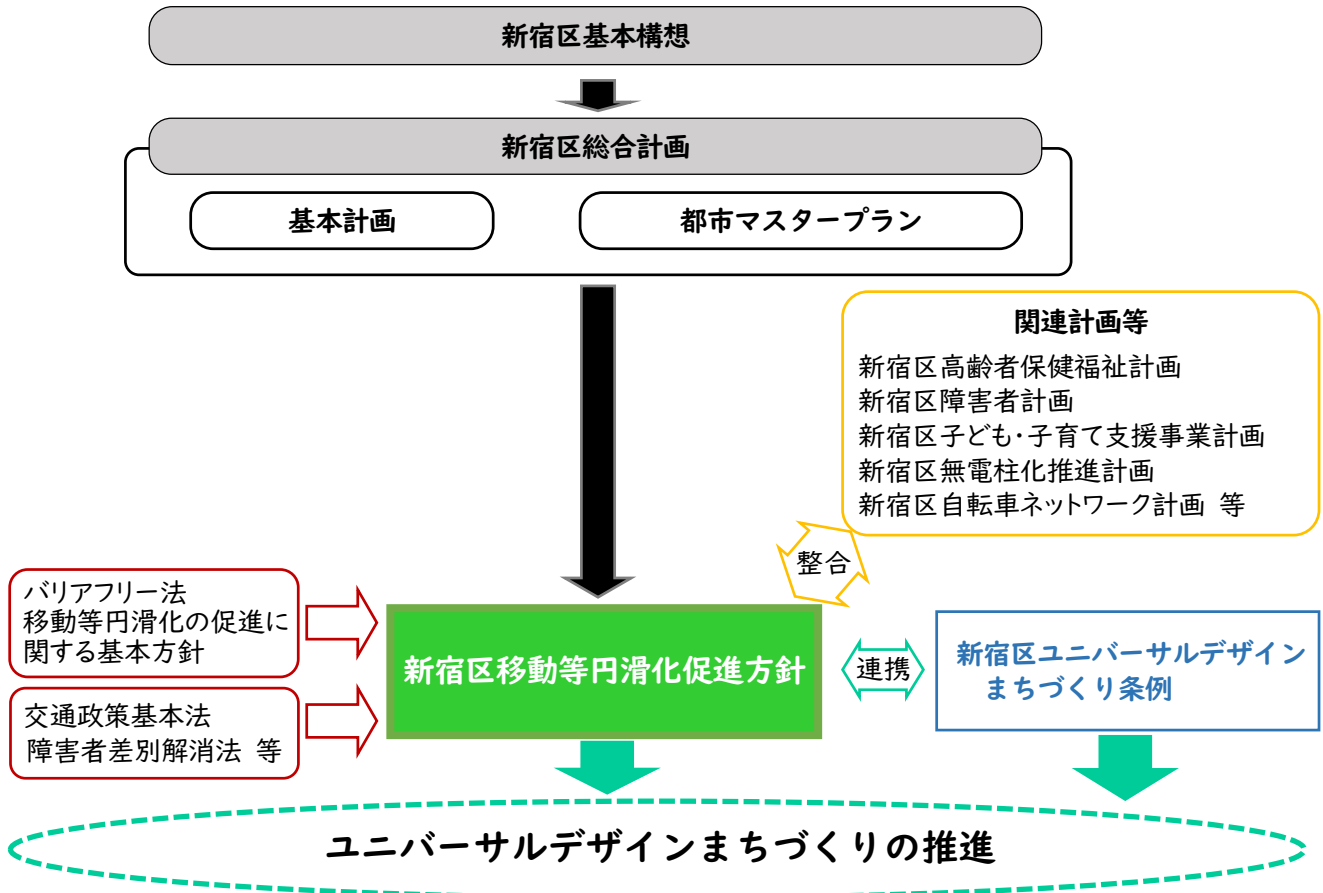
【面的・一体的なバリアフリー化の例】

第2章 全体方針

1 移動等円滑化促進方針の位置づけ

促進方針は、バリアフリー法及び国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、新宿区総合計画を踏まえ、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインまちづくりを推進するとともに、関連計画や条例等との整合を図り、総合的な区のバリアフリー化に関する方針として示すものです。

■ 移動等円滑化促進方針の位置づけ



2 基本方針

区では、都市マスタープランにおいて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその後も見据え、新宿に住む人、働く人、訪れる人など、誰もが移動しやすく利用しやすい快適な都市空間の形成に関する内容の拡充について示しています。

これを踏まえ、促進方針では、以下の基本方針に基づき取組みを進めていきます。

■ 移動等円滑化促進方針の基本方針

- ・ 区全域のバリアフリー水準の底上げを目指す
- ・ ハード・ソフトが一体となった取組みの推進
- ・ 新宿の多様性を活かし、各地域の特性に応じたバリアフリー化の推進
- ・ ユニバーサルデザインまちづくりの実現を目指す当事者参加の促進
- ・ こころのバリアフリーの取組み実践による区民等の障害理解・啓発の推進
- ・ 多様な関係者の連携・調整による長期的課題への挑戦
- ・ 継続的な取組みの推進と進行管理

3 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定

3-1 移動等円滑化促進地区の設定

区全域をバリアフリー法に基づく移動等円滑化促進地区（鉄道駅の周辺や、高齢者、障害者等の利用者が多い施設の周辺でバリアフリー化を促進する必要がある地区）に位置づけるとともに、区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランの地域区分と整合を図った地域別のバリアフリー方針を定めます。

3-2 生活関連施設の設定

生活関連施設は、バリアフリー法の定義を踏まえ、病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場など、多数の者が利用する施設の中から、不特定多数の利用が想定される施設を対象とし、以下に示す考え方にに基づき設定します。

- ・ 高齢者・障害者等が多く利用する施設
- ・ 公共的な施設で、広く一般に利用される施設
- ・ 大規模な商業施設や宿泊施設等、一定規模以上の施設

設定の結果は、以下の表のとおりです。

■ 生活関連施設の設定

分類	生活関連施設	施設数
01 旅客施設	全ての鉄道駅・停留場（都電）・バスターミナル	52
02 公共施設・郵便局	区役所・都庁・特別出張所・警察署・税務署・郵便局（ゆうゆう窓口のある局（元集配局））・その他（鉄道駅付近の郵便局・年金事務所・行政評価事務所・都税事務所・法務局）	37
03 福祉施設	高齢者・障害者・子育て支援施設（通所施設・居住施設・高齢者在宅サービスセンターは除く）・社会福祉協議会	45
04 保健施設・病院	保健所・保健センター・病院・研究所	18
05 文化・教養・教育施設	映画館・劇場・ホール・図書館・生涯学習施設・スポーツ施設・大学（ホール等を有する）・特別支援学校・大規模なミュージアム	45
06 商業施設	大規模小売店舗・ショッピングセンター（1000㎡以上）	50
07 宿泊施設	客室数100以上のホテル又は旅館	46
08 都市公園等	0.4ha以上の都市公園・運動場	18
09 駐車場	届出路外駐車場のうち、都市計画駐車場・公益財団が管理する駐車場	5
10 大規模建築物	事業用大規模建築物（5万㎡以上）のうち、集客施設（レストラン街・ホールなど）があるもの	8
11 その他	鉄道駅へのバリアフリールートを構成する建築物・区指定の避難所・投票所となっている施設（学校等）	60
	合計	384

※商業施設や宿泊施設、都市公園等、大規模建築物については、バリアフリー法等で対象となる施設のうち、協議会における意見を踏まえ設定しました。なお、384施設の一覧は、P26以降に記載しています。

3-3 生活関連経路の設定

区全域に鉄道駅や利用者の多い施設が分散し、多様な移動が想定されることを踏まえ、歩行空間ネットワークを形成する観点から、バリアフリー化すべき経路として、都市マスタープランに定める主要な道路（広域幹線道路・地域幹線道路・地区内主要道路・主要区画道路）は全て生活関連経路に設定することとします。

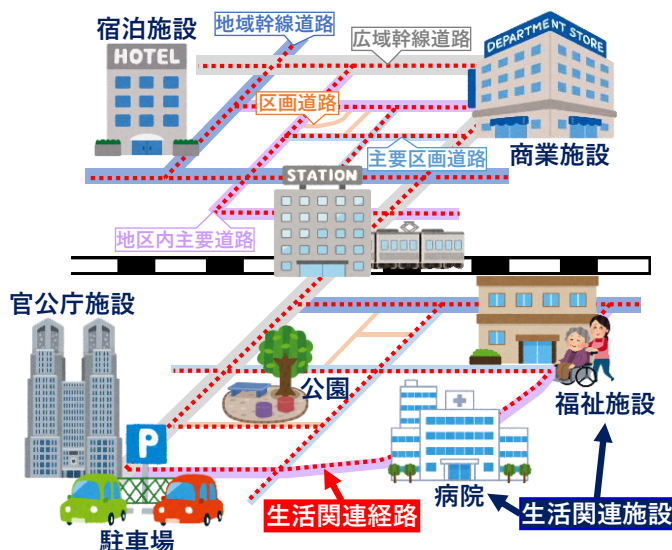
さらに、その他道路（区画道路）に面する生活関連施設へアクセスする経路については、主要な道路から派生させ、ネットワークの連続性に配慮して生活関連経路に設定します。

道路管理者は、生活関連経路のバリアフリー化を実施する必要があります。

また、新宿駅周辺の歩行者動線である地下経路も生活関連経路に設定します。

なお、国が指定する特定道路は全て生活関連経路に設定します。

■ 生活関連経路の設定イメージ

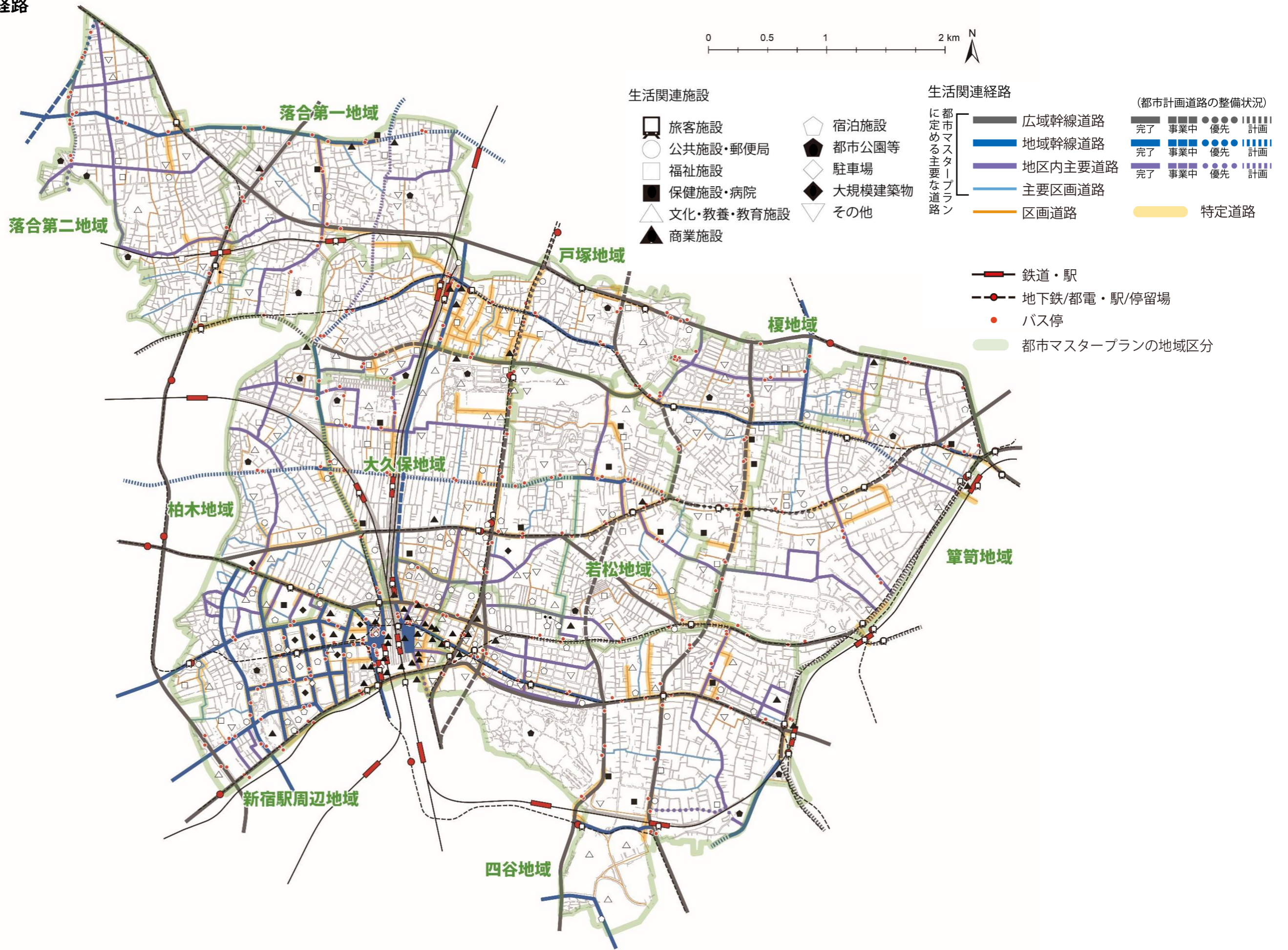


■ 生活関連経路の考え方及び経路種別ごとの重視する事業内容の例

経路種別	都市マスタープランによる位置づけ	道路の状況	整備に向けた考え方	特に重視する事業内容の例
主要経路	広域幹線道路 地域幹線道路 地区内主要道路	歩道あり 概ね幅員 8m以上	道路移動等円滑化基準への適合を基本として整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> 交差点におけるバリアフリー整備（縁石ブロック整備、視覚障害者誘導用ブロック（以下、誘導用ブロック）連続設置、巻込み部の拡幅、エスコートゾーンの整備、音響式信号機の整備、青延長用押しボタン付き信号機の整備、平坦性確保、車止め設置） 沿道敷地と連携した歩行空間や滞留空間の確保 無電柱化の推進による安全で快適な歩行空間の形成 スムーズ歩道による歩道連続化 自転車通行空間の整備
	地区内主要道路 主要区画道路	歩道なし 概ね幅員 6～8m程度	道路移動等円滑化基準の経過措置を踏まえて整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者通行空間の整備（路側帯幅の拡幅とカラー化、誘導用ブロック設置、ガードパイプ又は車止め設置） 沿道敷地と連携した歩行空間や滞留空間の確保 無電柱化の推進による安全で快適な歩行空間の形成 自転車通行空間の整備
アクセス経路	区画道路	歩道なし 概ね幅員 4～6m程度	道路の状況と生活関連施設の利用特性を踏まえた対策を検討	<ul style="list-style-type: none"> 車両減速対策（狭さく、カラー化） 交通規制による安全対策（ゾーン30、時間制限等）
地下経路	なし	新宿駅周辺の地下通路ネットワーク	移動の利便性の更なる向上や案内誘導の充実（鉄道事業者・道路管理者等の連携）	<ul style="list-style-type: none"> 誘導用ブロックの連続設置 上下移動のバリアフリー経路の案内充実

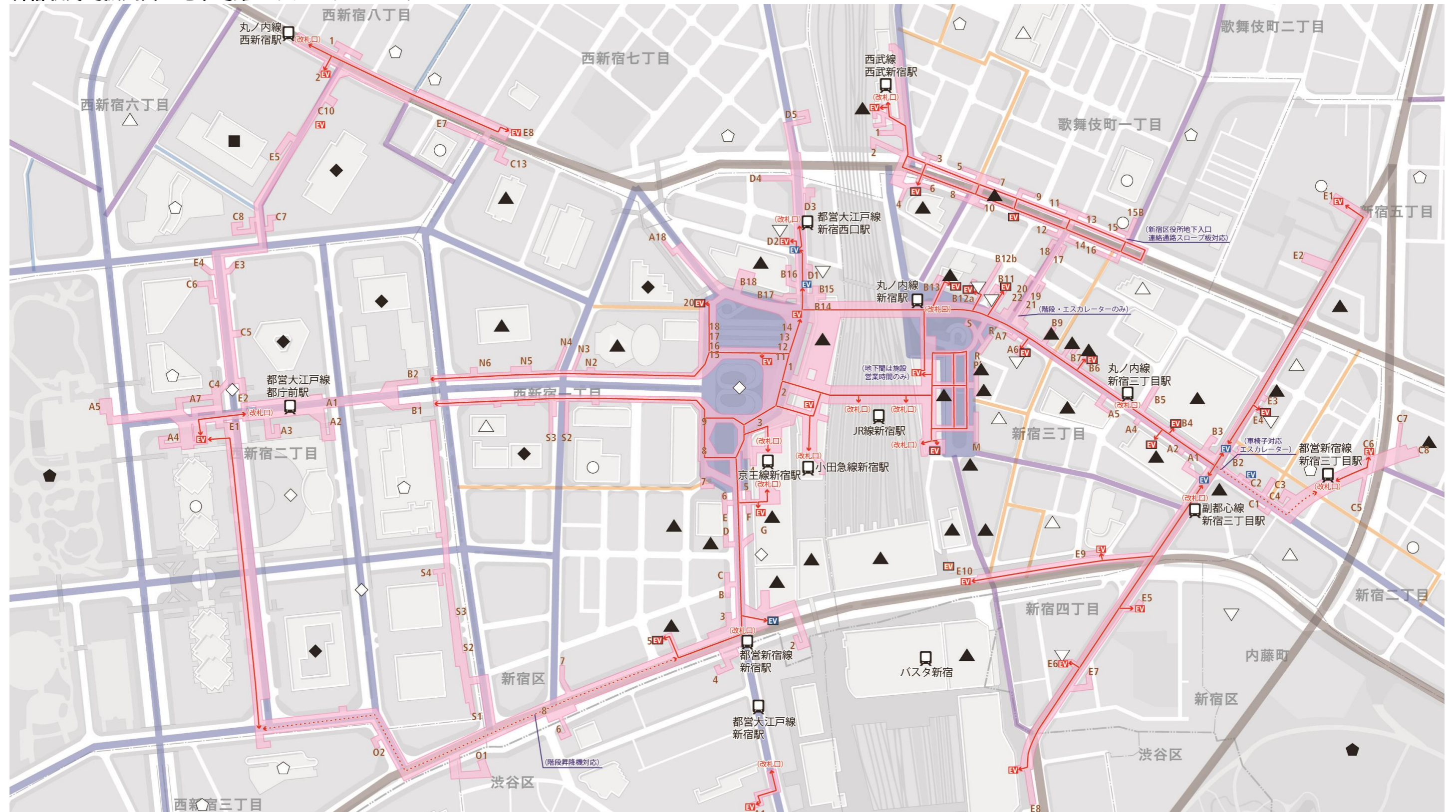
次ページに、生活関連施設・経路の全体図を示しています。

生活関連施設・経路
(全体図)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 3 都市基交著第 100 号 (以降同様)

新宿駅周辺拡大図・地下通路バリアフリールート



生活関連施設

- 旅客施設
- 公共施設・郵便局
- 福祉施設
- 保健施設・病院
- 文化・教養・教育施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 都市公園等
- 駐車場
- 大規模建築物
- その他

生活関連経路

- 広域幹線道路
 - 地域幹線道路
 - 地区内主要道路
 - 主要区画道路
 - 区画道路
 - 地下通路
- に都
市マ
ス
ター
プ
ラ
ン
の
主
要
な
道
路

エレベーター

- EV 地上～地下間
- EV 地上間
- EV 地下間
- バリアフリールート
- 係員対応が必要なルート

EV 枠なし：始終電間または24時間利用可
EV 枠あり：時間制限あり

(令和3年3月時点)

大 約 5 分 (250m) 5 minute walk



4 バリアフリー化促進に関する事項（移動等円滑化の促進に関する事項）

バリアフリー化の促進のため、まちあるきワークショップや団体ヒアリング等を開催し、高齢者、障害者等の当事者の方々や、施設管理者の方々から多くの意見を伺いました。

それらの意見を踏まえ、促進方針では、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化促進に向けた配慮事項として、面的・一体的なバリアフリー化などの整備に関する事項について、バリアフリー法に基づき国土交通省が作成した「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（昭和 58 年策定、令和 3 年改訂）」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 14 年策定、平成 23 年改訂）」など、関連するガイドライン（以下、ガイドライン等）において、望ましい整備や目安として示されている内容と、ガイドライン等には示されていないが、高齢者、障害者等の当事者が配慮して欲しい内容に分けて整理しました。

施設の新設若しくは改修や日頃の維持管理の際などに、施設管理者等がガイドライン等と併せて、可能な限りバリアフリー化促進に向けた配慮事項を踏まえ、必要に応じて隣接する施設管理者や道路管理者と事前に整備内容を調整し、連続的なバリアフリー化を図ることが重要です。

特に道路管理者は、道路改修等の有無に関わらず、配慮事項を踏まえたバリアフリー化を積極的かつ計画的に実施する必要があります。

(1) 鉄道駅

① ホームドア及びホームと車両の段差や隙間

高齢者、障害者等が安全で快適に移動できるよう、利用者の多寡にかかわらず区内全駅でホームドアの整備を推進する必要があります。特にホームドアを整備する際は、ホームの形状等を踏まえ、車椅子使用者等が単独で乗降できるよう、バリアフリー整備ガイドラインで示されているとおり、可能な限りホームと車両の段差や隙間の縮小にも取り組むことが重要です。

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

- ホームのかさ上げやくし状ゴムの設置等により、可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。車椅子使用者が単独で乗降しやすいように段差、隙間を縮小する整備の目安値は、段差 3cm、隙間 7cm である。（公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインより）
- ：ガイドライン等に示されている内容 ★：ガイドライン等に示されていない内容 太字：高齢者、障害者等の意見の多かった内容

<例>



◎ホームの一部かさ上げにより車両との段差を解消している



◎くし状ゴムの設置により車両との隙間を解消している



◎ホームドアを整備している

◎：望ましい整備内容

② 移動等円滑化経路（バリアフリールート・乗換ルート）

区内の鉄道駅では、全ての駅で各ホームから地上までのバリアフリールートが整備されており、いわゆる1ルート確保が実現しています。しかし、目的地によってはエレベーターの経路が遠回りであったり、乗換のために地上を経由する必要があるなど、利便性に課題が残る駅も多くあります。

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、高齢者、障害者等に迂回による過度な負担が生じないように、可能な限り2ルート目のバリアフリールートの確保に取り組んでいく必要があります。また、周辺施設の状況を踏まえたバリアフリールートの最短化や、各鉄道間の乗換のバリアフリールート（以下、乗換ルート）の利便性向上に努めることも重要です。特に構造的に実現が困難なものについては、駅周辺におけるまちづくりや周辺の民間施設開発との連携により取り組んでいく必要があります。

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

- 鉄道駅周辺におけるまちづくりや周辺の民間施設開発と連携し、鉄道駅における迂回が大きい出入口や乗換の経路のバリアフリー化を進める。
 - 職員は、地上を経由する乗換ルートなども含め、バリアフリー化された経路を理解し、利用者に適切に案内できるようにする。
 - 特にバリアフリールートや乗換ルートがわかりにくい駅では、紙によるマップなどを配布できるようにする。
- ★誘導サイン等の標識・案内設備は、当事者の意見を反映した継続的な改善を図る。

●：ガイドライン等に示されている内容 ★：ガイドライン等に示されていない内容 太字：高齢者、障害者等の意見の多かった内容

<例>

エレベーター



◎乗換の経路にエレベーターが設置され、バリアフリー化されている



◎民間敷地の活用により、新たにバリアフリールートが確保されている



△地上を経由する乗換ルートに案内がなくわかりにくい

◎：望ましい整備内容
△：課題のある整備内容

(2) 道路・信号機

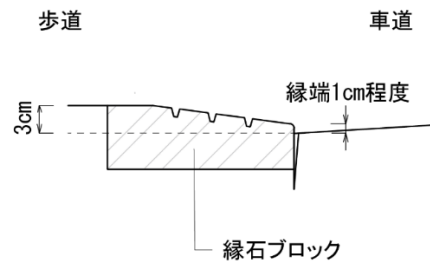
① 歩道と車道の段差・横断歩道

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

- ・視覚障害者が夜間においても安全な横断ができるよう、周辺住宅地への影響を十分に考慮し、夜間早朝における横断歩道の音響式信号機の音響時間帯について配慮する。
- ★歩道と車道間の段差については、車椅子等使用者、視覚障害者等の全ての人が安全に移動し、また歩車道の境界を認識できるように、誘導用ブロックを設置した上で、縁端が1cm程度の縁石ブロックの整備を推進する。(図参照)
- ★移動等円滑化促進地区(区全域)内の生活関連経路における交差点・横断歩道(特に横断距離が長い広域幹線道路・地域幹線道路)には、ゆとりシグナル(経過時間表示式信号機)や青延長用押しボタン付き信号機、音響式信号機の導入、エスコートゾーンの整備を推進する。

●:ガイドライン等に示されている内容 ★:ガイドライン等に示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

<例>



◎誘導用ブロックを設置した上で、縁端1cm程度の縁石ブロックの整備を推進する

◎横断歩道における視覚障害者の安全な横断のため、エスコートゾーンが整備されている

◎幹線道路などの横断距離が長い道路で、音響式信号機や青延長用押しボタン付き信号機の整備がされている

② 歩道のある道路

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

- ・工事中の道路では、安全に留意したう回路を設定し、誘導用ブロックやエスコートゾーンの断絶が起こらないようにする。また、交通誘導員などによる安全管理と人的支援による誘導を徹底する。(道路管理者より工事実施者へ適切に指導する)
- ・工事の仮復旧において、できる限り歩道のがたつきが起こらないよう配慮する。また仮復旧状態が長く続くことのないよう適切に原状回復を行う。
- ★自転車通行空間については、青色で着色した自転車専用通行帯による整備を基本とし、通行帯の幅員が確保できない場合には、自転車ナビマーク・ナビラインにより通行帯との連続性を確保することで、歩行者や自転車の通行の安全性を高める。
- ★幅員が狭く交通量が多い歩道の植樹帯については、低木を撤去して中高木の植樹ますに変更するなど、歩道の通行空間を確保する。
- ★生活関連経路や他の道路においても、積極的に坂道における手すりやベンチ等の高齢者にやさしい道づくりを進める。
- ★路上駐輪施設を設置する場合は、大きく重たい子ども乗せ自転車の利用に配慮した設備を導入する。

●:ガイドライン等に示されている内容 ★:ガイドライン等に示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

<例>



◎自転車通行空間の整備を進め、自転車が行きやすい位置を明示することにより、歩行者や自転車の通行の安全性を高める



△幅員が狭く交通量が多い歩道では、低木を撤去して中高木の植樹ますに変更するなど、歩道の通行空間を確保する



◎坂道に高齢者等が休憩するためのベンチが設けられている

◎:望ましい整備内容

△:課題のある整備内容

③ 歩道のない道路

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

★路側帯の幅や路面標示による速度抑制など、道路の実状に応じた交通安全対策を実施する。また、ゾーン30などの交通規制による対策を活用し、歩行者が安全に通ることができる環境を整備する。

★一方通行化や利用者が集中する時間の車両通行止めなど交通規制により、歩行者の安全性を高める。

●:ガイドライン等に示されている内容 ★:ガイドライン等に示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

<例>

路側帯



◎ゾーン30による交通規制などの安全対策と連携した道路整備(狭さくや路側帯の拡幅、カラー化など)を進める



△沿道に店舗が並んでいるが歩道がなく、路側帯による歩行空間が狭い



◎狭さくなどの路面表示やポストコーンによる安全対策を実施し、歩行者の安全性に配慮している

(3) 施設と道路の連携

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

●歩行空間として十分な幅員が確保できない歩道においては、沿道敷地内での建替え等の際に、歩行空間やバスの待機場所を設ける。

★人通りが多い歩道や坂道沿いの敷地などでは、高齢者や車椅子使用者等が休憩・退避できるような空間の確保や、手すり・ベンチなどを設置する。

●:ガイドライン等に示されている内容 ★:ガイドライン等に示されていない内容 太字:高齢者、障害者等の意見の多かった内容

<例>



◎沿道敷地内に歩行空間やバスの待機場所が確保されている



◎市街地再開発事業により、敷地と道路に段差のない一体的な歩行空間が確保されている



◎道路整備により、敷地と道路の段差解消がされている



◎道路と高低差のある敷地で、敷地内に緩やかなスロープを設けている



◎歩行空間が狭い坂道沿いの敷地に、休憩施設が確保されている



◎急な勾配の坂道沿いの敷地に手すりが設置されている

◎:望ましい整備内容
△:課題のある整備内容

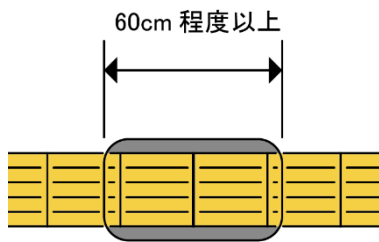
(4) 視覚障害者誘導用ブロック

バリアフリー化促進に向けた配慮事項

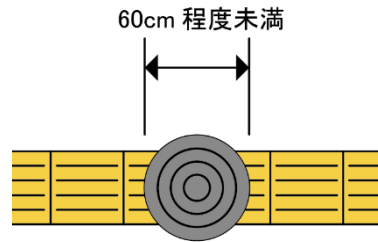
- 設置箇所の床材・舗装との明度差あるいは輝度比を十分に確保するため、誘導用ブロックの両脇に暗色（黒・グレー）の縁取りを行う。なお、整備当初は輝度比が確保されていても、時間が経つと汚れや色あせで目立ちにくくなることに留意する。
- 経年劣化や破損等により機能が果たされないことがないように、定期的なメンテナンスを実施する。
- 工事中の道路では、安全に留意した回路を設定し、誘導用ブロックやエスコートゾーンの断絶が起これないようにする。また、交通誘導員などによる安全管理と人的支援による誘導を徹底する。（道路管理者より工事実施者へ適切に指導する）（再掲）
- 生活関連施設において道路接続部への誘導用ブロックが設置されている場合は、道路側においても施設に向けた誘導用ブロックを設置する。
- ★ 区道と都道などの管理区域境界では、関係者間で十分に協議・調整し、誘導用ブロックの連続性を確保する。
- ★ 施設等で利用されることの多いステンレス製については、輝度比が確保されていても、反射により周囲との色の違いがわかりにくいことや、滑りやすい、鉸が抜け落ちやすいなど問題が多いことに留意し、黄色のものが望ましい。
- ★ 誘導用ブロックを連続的に設置する場合、視覚障害者の方向感覚を阻害しないよう、 unnecessaryな曲がりはあるだけ避ける。特に、誘導用ブロックを設置する位置に、長さ60cm程度以上のマンホール等がある場合、マンホール管理者等と調整し、マンホール上に設置するよう努める。長さ60cm程度未満で、施工や維持管理上困難な場合、マンホールを挟んで連続的に設置する。
- ★ 歩道がない道路や狭い歩道・通路における誘導用ブロックの設置について、多様な利用者にとって使いやすく、かつ安全な歩行空間の形成のため、規格の半分の幅の誘導用ブロックの設置なども検討する。

●：ガイドライン等に示されている内容 ★：ガイドライン等に示されていない内容 太字：高齢者、障害者等の意見の多かった内容

<例>



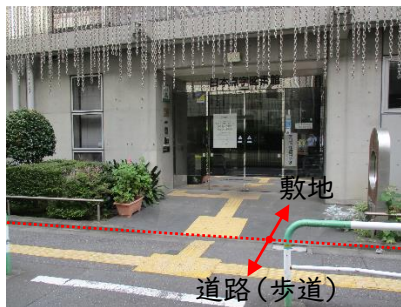
◎誘導用ブロックを設置する位置に、長さ60cm程度以上のマンホール等がある場合、マンホール上に設置するよう努める



◎長さ60cm程度未満で、施工や維持管理上困難な場合、マンホールを挟んで連続的に設置する



◎誘導用ブロックの両脇に縁取りをすることで、わかりやすくなっている



◎道路と敷地内の施設出入口まで、素材・色などが統一された誘導用ブロックが連続して設置されている



△区道と都道の管理区域境界で、誘導用ブロックが連続して設置されていない

- ◎：望ましい整備内容
- △：課題のある整備内容
- ★：その他の整備内容



◎ステンレス製の誘導用ブロックを用いる場合は、黄色のものが望ましい



★歩行空間が狭い場合は、規格の半分の幅の誘導用ブロック（2列・15cm）による視覚障害者の誘導を検討する（区外の例）

第3章 地域別方針

区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランの地域区分(10地域)と整合を図った地域別のバリアフリー方針を定めます。

I 四谷地域

【方針図】

●**地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。**

- 新宿通りや周辺道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 交通安全対策に基づく主要道路のバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

※新宿三丁目駅周辺の方針については、P25の新宿駅周辺地域方針図(拡大図)を参照。

●**四ツ谷駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。**

- ホームから地上までの円滑なバリアフリールート確保
- 利便性の高い乗換ルートの整備や、バリアフリールートの案内・人的支援の充実

●**生活道路の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。**

- 利用者の多い施設周辺の安全対策と連携した道路のバリアフリー整備
- 無電柱化の推進による安全で快適な歩行空間の形成
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

●**国立競技場周辺における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーも見据えたバリアフリー化を目指します。**

- 車椅子利用者や視覚障害者等の更なる利便性向上のための、歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 鉄道駅や周辺施設と道路の一体的かつ連続的なバリアフリー整備
- 国立競技場周辺の道路や鉄道駅、周辺施設の案内・誘導サイン、ルートマップ等の更なる充実
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

●**誰もが安心して歩ける道路のバリアフリー化を目指します。**

- 地区の主要な道路におけるバリアフリー整備
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



生活関連施設

- 1 旅客施設
- 1 公共施設・郵便局
- 1 福祉施設
- 1 保健施設・病院
- 1 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設
- 1 宿泊施設
- 1 都市公園等
- 1 駐車場
- 1 大規模建築物
- 1 その他

生活関連経路

- に都市マスタープランに定める主要な道路
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 区画道路

(都市計画道路の整備状況)

- | | | | |
|----|-----|----|----|
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |

- 鉄道・駅
- 地下鉄/都電・駅/停留場
- バス停

2 筆筈地域

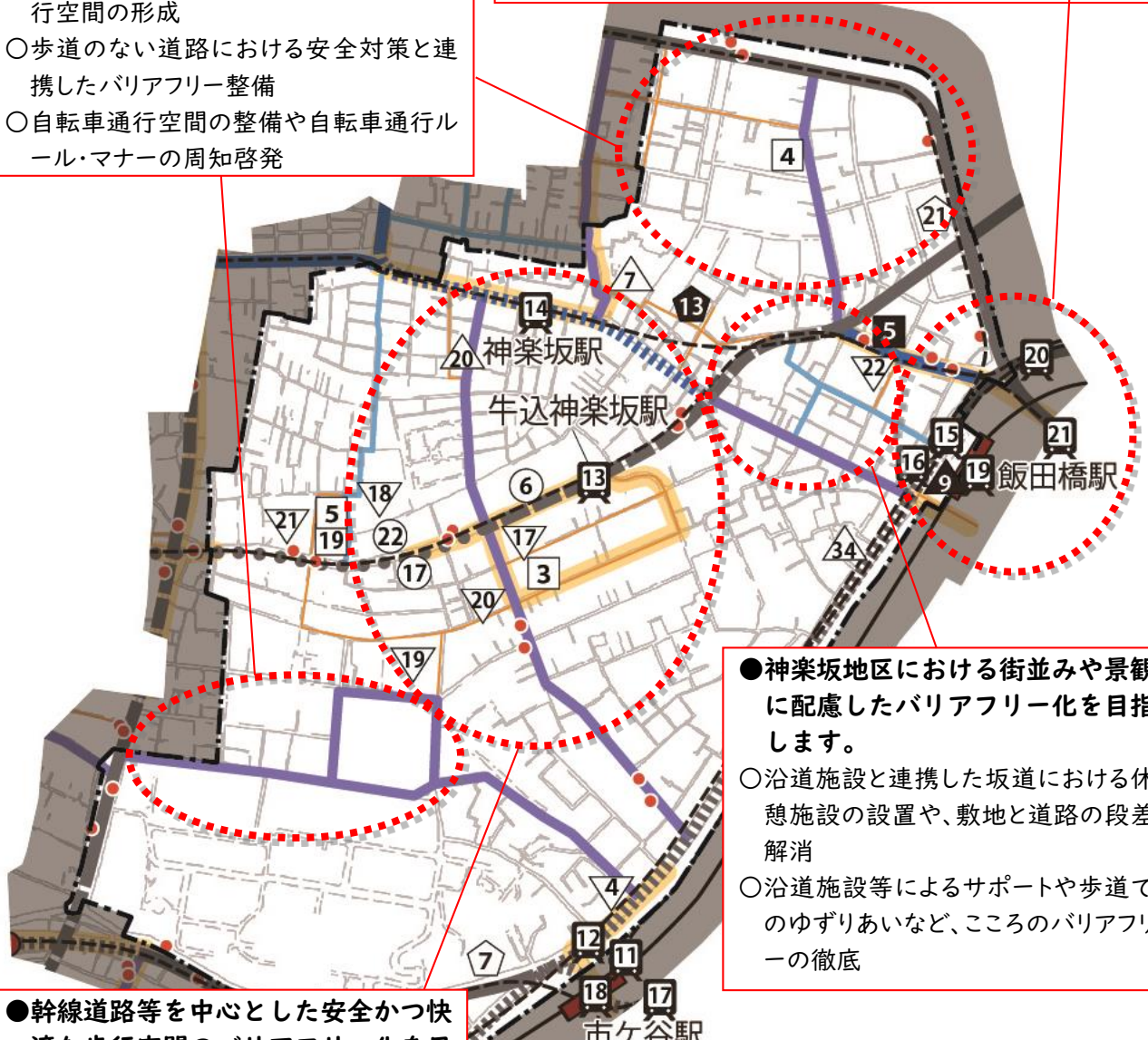
【方針図】

●地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。

- 市谷本村町周辺において、まちづくりと連携した歩行者に安全・安心な歩行空間の形成
- 無電柱化の推進による安全で快適な歩行空間の形成
- 歩道のない道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

●まちづくりと連携した飯田橋駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。

- 利便性の高い乗換ルートの整備や、バリアフリールートの案内・人的支援の充実
- 駅周辺におけるゆとりある滞留空間と地下通路や地上出入口等の空間拡充

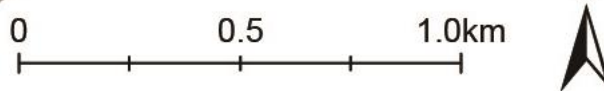


●神楽坂地区における街並みや景観に配慮したバリアフリー化を目指します。

- 沿道施設と連携した坂道における休憩施設の設置や、敷地と道路の段差解消
- 沿道施設等によるサポートや歩道でのゆずりあいなど、こころのバリアフリーの徹底

●幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 大久保通りや牛込中央通りの歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 牛込中央通り沿道施設と連携した歩行空間の確保や、敷地と道路の段差解消
- 利用者の多い施設周辺の生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備



生活関連施設	
1 旅客施設	1 宿泊施設
1 公共施設・郵便局	1 都市公園等
1 福祉施設	1 駐車場
1 保健施設・病院	1 大規模建築物
1 文化・教養・教育施設	1 その他
1 商業施設	
生活関連経路	
に都市マスタープラン	(都市計画道路の整備状況)
— 広域幹線道路	完了 事業中 優先 計画
— 地域幹線道路	完了 事業中 優先 計画
— 地区内主要道路	完了 事業中 優先 計画
— 主要区画道路	完了 事業中 優先 計画
— 区画道路	特定道路

— 鉄道・駅
— 地下鉄/都電・駅/停留場
● バス停

3 複地域

【方針図】

●幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 江戸川橋通りの平坦性確保など、歩道のバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

●地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。

- 主要な道路や生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備



●都市計画事業等と連携した道路のバリアフリー化を目指します。

- 外苑東通りや夏目坂通りなどの歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 工事中における安全な歩行空間の確保及び環境変化に関する情報発信の配慮

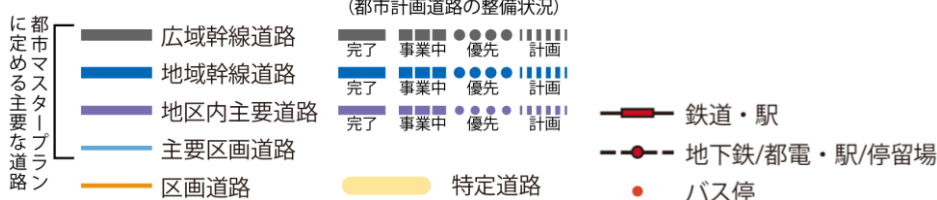
生活関連施設

- | | |
|--------------|----------|
| 1 旅客施設 | 1 宿泊施設 |
| 1 公共施設・郵便局 | 1 都市公園等 |
| 1 福祉施設 | 1 駐車場 |
| 1 保健施設・病院 | 1 大規模建築物 |
| 1 文化・教養・教育施設 | 1 その他 |
| 1 商業施設 | |

●公共施設や文化施設周辺におけるバリアフリー化を目指します。

- 利用者の多い施設周辺の生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 駅や周辺施設、道路における案内・誘導サイン、ルートマップ等の更なる充実
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

生活関連経路



4 若松地域

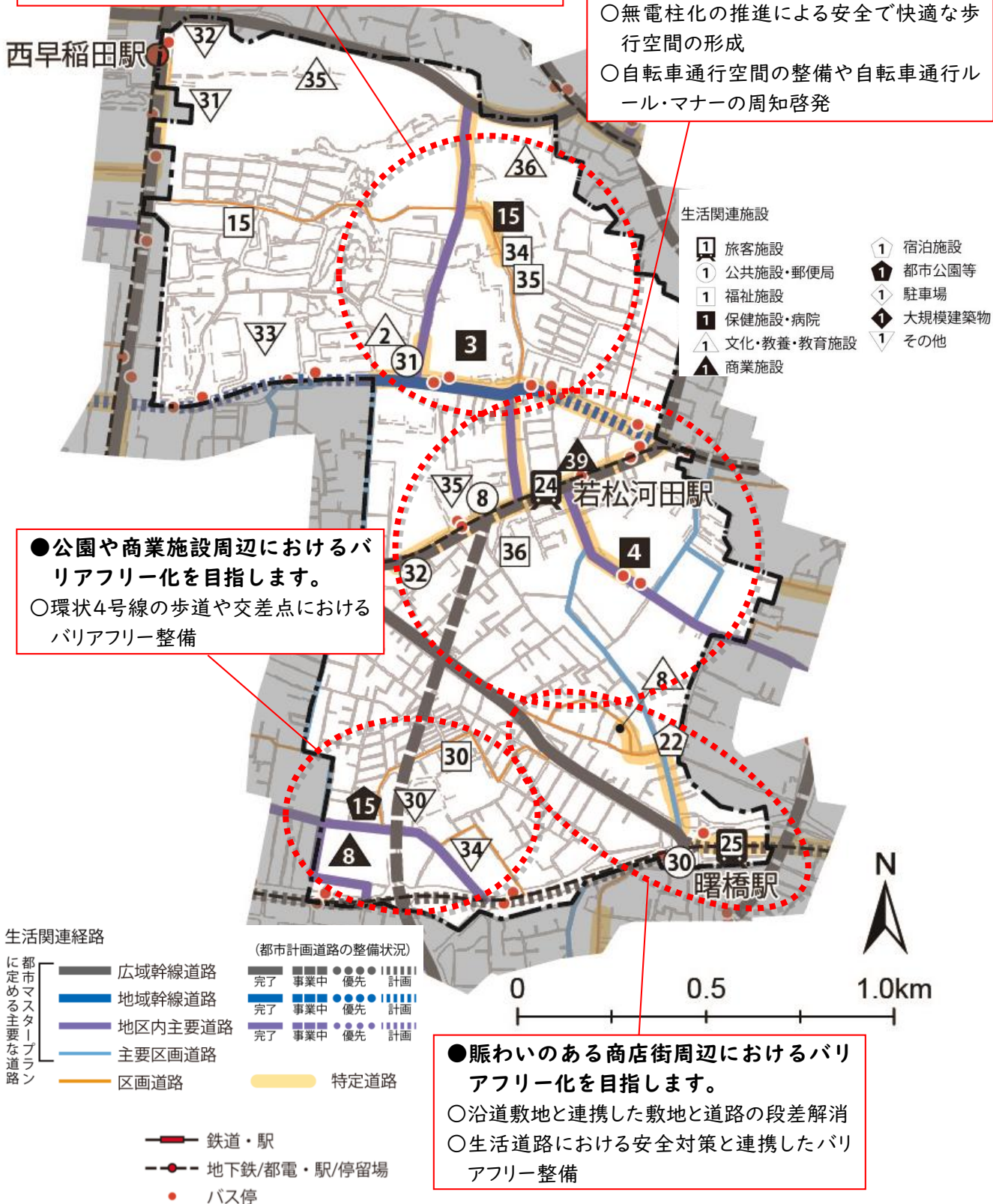
【方針図】

●高齢者や障害者等への配慮とこころのバリアフリーの推進を目指します。

- 福祉・医療・公共施設など、当事者の利用が多いエリアであることや坂道が多いことなどの案内・情報発信の充実
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置
- 困っている人への声かけや手助けなど、こころのバリアフリーの徹底

●女子医大通り周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 女子医大通りの沿道施設と連携した歩行空間の確保や、敷地と道路の段差解消
- 女子医大通りや周辺道路の歩道、交差点におけるバリアフリー整備
- 無電柱化の推進による安全で快適な歩行空間の形成
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



●公園や商業施設周辺におけるバリアフリー化を目指します。

- 環状4号線の歩道や交差点におけるバリアフリー整備

●賑わいのある商店街周辺におけるバリアフリー化を目指します。

- 沿道敷地と連携した敷地と道路の段差解消
- 生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備

5 大久保地域

【方針図】

●地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。

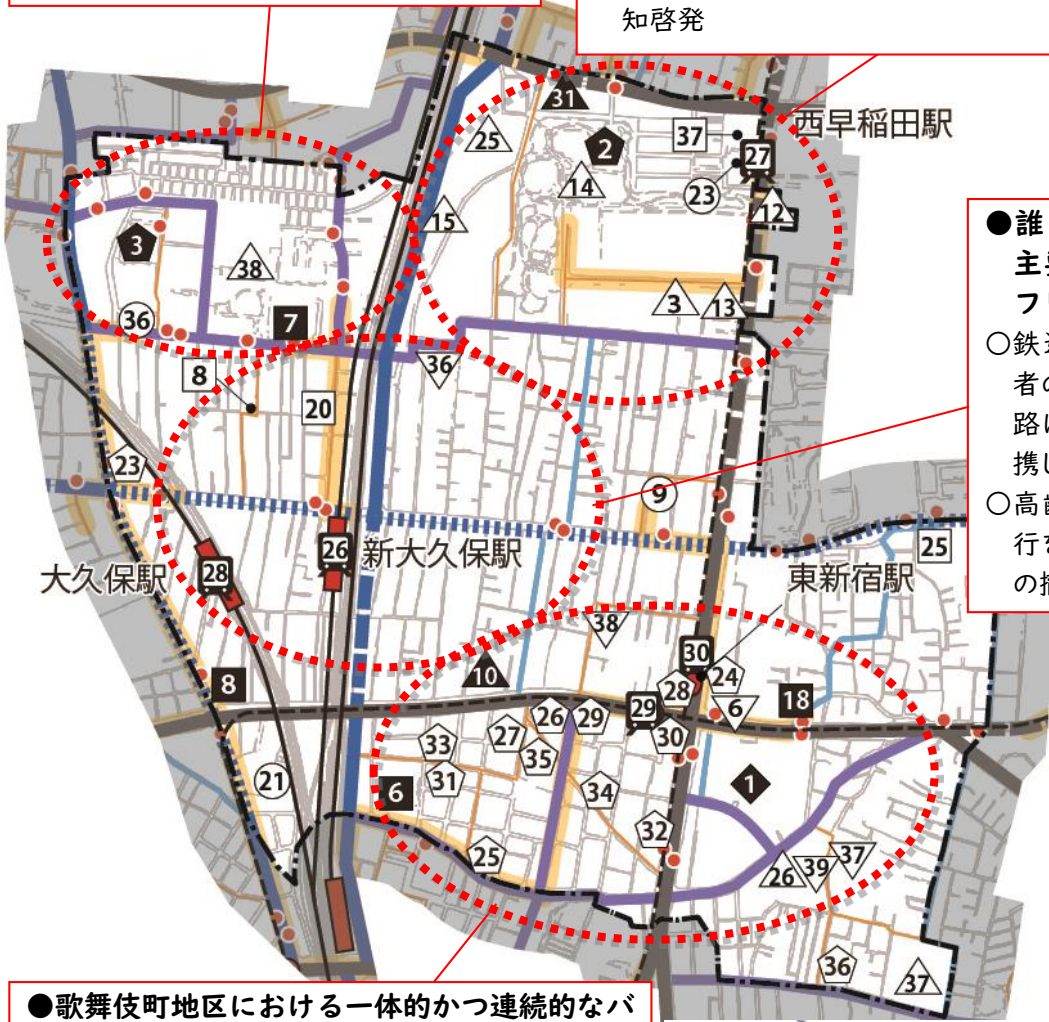
- 病院や教育施設など利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

●幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 明治通りやつつじ通りなどの交差点におけるバリアフリー整備
- 主要な道路や生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

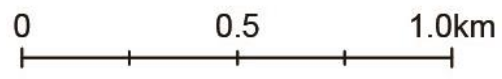
●誰もが安心して歩ける主要施設周辺のバリアフリー化を目指します。

- 鉄道駅や店舗など利用者の多い施設と周辺の道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 高齢者や障害者等の通行を妨げる路上等障害物の撤去、移設



●歌舞伎町地区における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 宿泊施設周辺における人的支援の推進と外国語にも対応した案内の充実
- 高齢者や障害者等の通行を妨げる路上等障害物の撤去、移設
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



- 鉄道・駅
- 地下鉄/都電・駅/停留場
- バス停

生活関連施設

- 1 旅客施設
- 1 公共施設・郵便局
- 1 福祉施設
- 1 保健施設・病院
- ▲ 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設

- 1 宿泊施設
- 1 都市公園等
- 1 駐車場
- 1 大規模建築物
- 1 その他

生活関連経路

- に都市マスタープランに定める主要な道路
- 広域幹線道路
 - 地域幹線道路
 - 地区内主要道路
 - 主要区画道路
 - 区画道路

(都市計画道路の整備状況)

- | | | | |
|----|-----|----|----|
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
- 特定道路

6 戸塚地域

【方針図】

●まちづくりと連携した高田馬場駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。

- 利便性の高い乗換ルートの整備や、バリアフリールートのご案内・人的支援の充実
- 利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 坂道における休憩場所や手すり等の設置

●賑わいのある早稲田通り周辺におけるバリアフリー化を目指します。

- 沿道施設と連携した敷地と道路の段差解消
- 坂道における休憩場所や手すり等の設置



●幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 諏訪通りや周辺道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 主要な道路や生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車利用ルールの周知啓発

生活関連施設

- | | |
|--------------|----------|
| ① 旅客施設 | ① 宿泊施設 |
| ① 公共施設・郵便局 | ① 都市公園等 |
| ① 福祉施設 | ① 駐車場 |
| ① 保健施設・病院 | ① 大規模建築物 |
| ① 文化・教養・教育施設 | ① その他 |
| ▲ 商業施設 | |

●福祉施設等が集積したエリアにおける一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 幅員が狭い生活道路における誘導用ブロックの維持管理と当事者の意見を踏まえた整備方法の検証
- 鉄道駅に隣接する敷地と連携した利便性の高いバリアフリールートの確保
- 沿道施設と連携した注意喚起看板の設置や、路上駐車対策などによる安心・安全な移動の確保
- 困っている人への声かけや手助けなど、こころのバリアフリーの推進

生活関連経路

に都
市マ
スタ
ー
プ
ラ
ン

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 区画道路

(都市計画道路の整備状況)

- | | | | |
|----|-----|----|----|
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
| 完了 | 事業中 | 優先 | 計画 |
- 特定道路

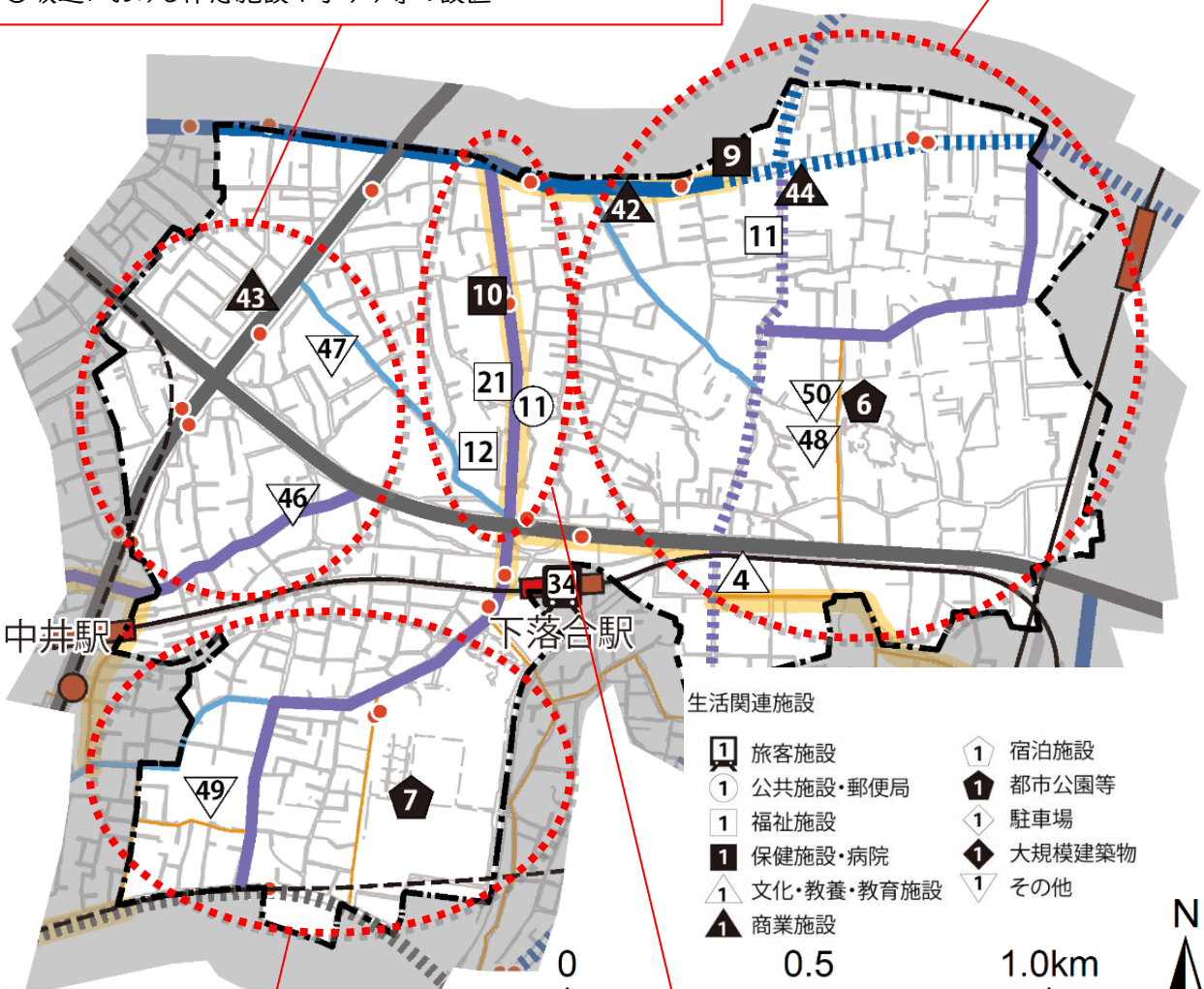
- 鉄道・駅
- 地下鉄/都電・駅/停留場
- バス停

7 落合第一地域

【方針図】

- 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
- 新目白通りや山手通りの歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発
- 商店街における沿道敷地と連携した敷地と道路の段差解消
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置

- 生活道路の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置



生活関連施設

- | | |
|--------------|----------|
| 1 旅客施設 | 1 宿泊施設 |
| 1 公共施設・郵便局 | 1 都市公園等 |
| 1 福祉施設 | 1 駐車場 |
| 1 保健施設・病院 | 1 大規模建築物 |
| 1 文化・教養・教育施設 | 1 その他 |
| 1 商業施設 | |

- 地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化を目指します。
- 上落中通りの歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 無電柱化の推進による安全で快適な歩行空間の形成
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

- 聖母坂通り周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。
- 聖母坂通り沿道の敷地と連携した歩行空間の確保や坂道における休憩施設の設置、敷地と道路の段差解消
- 聖母坂通りや周辺道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備

生活関連経路

に
都
市
マ
ス
タ
ー
プ
ラ
ン
に
定
め
る
主
要
な
道
路

- | | |
|-----------|---------------|
| — 広域幹線道路 | (都市計画道路の整備状況) |
| — 地域幹線道路 | 完了 事業中 優先 計画 |
| — 地区内主要道路 | 完了 事業中 優先 計画 |
| — 主要区画道路 | 完了 事業中 優先 計画 |
| — 区画道路 | 特定道路 |

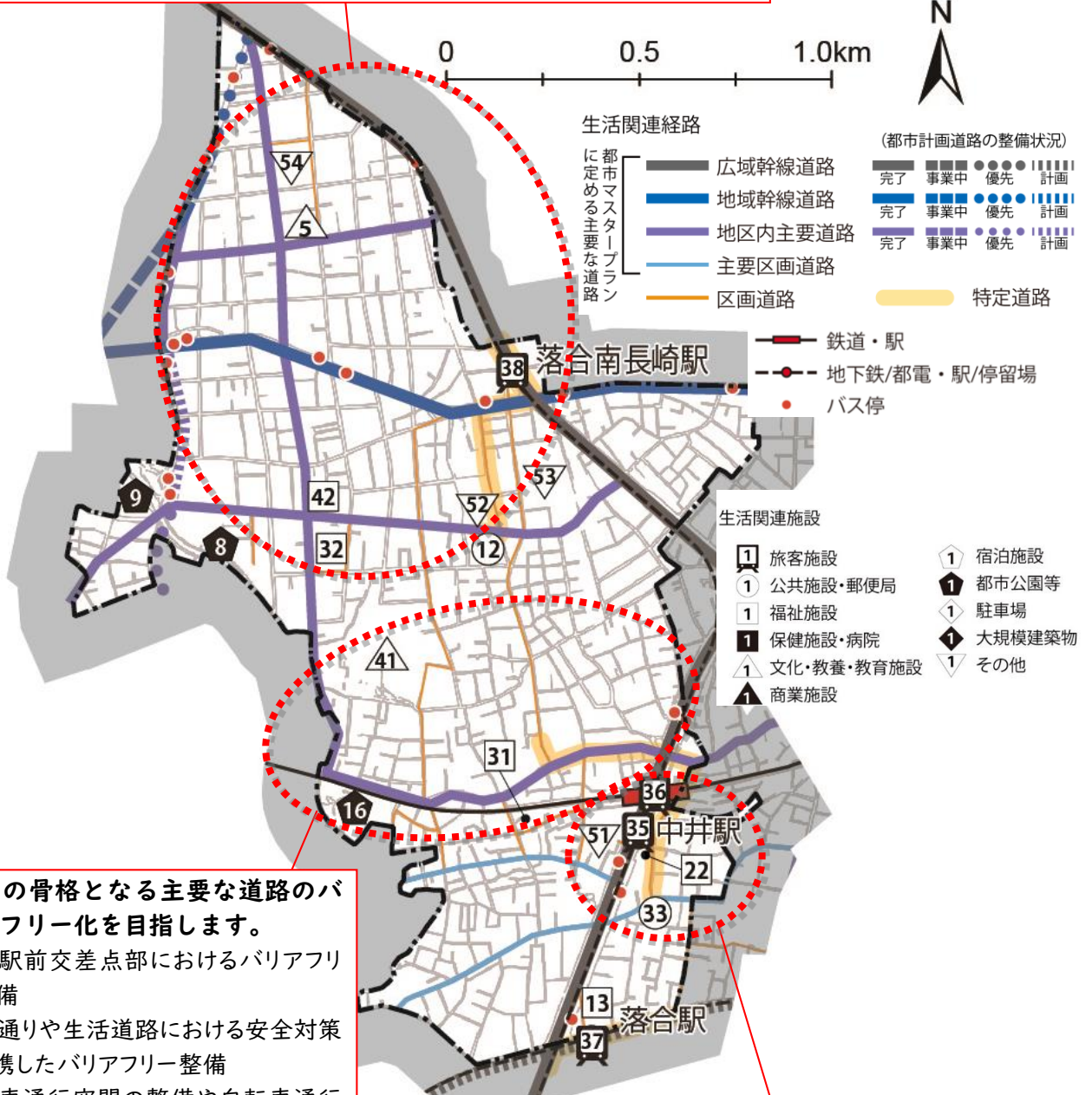
- 鉄道・駅
- 地下鉄/都電・駅/停留場
- バス停

8 落合第二地域

【方針図】

●幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 新青梅街道や周辺道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 交通安全対策に基づく生活道路のバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



●地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化を目指します。

- 中井駅前交差点部におけるバリアフリー整備
- 中井通りや生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発
- 坂道における休憩施設や手すり等の設置

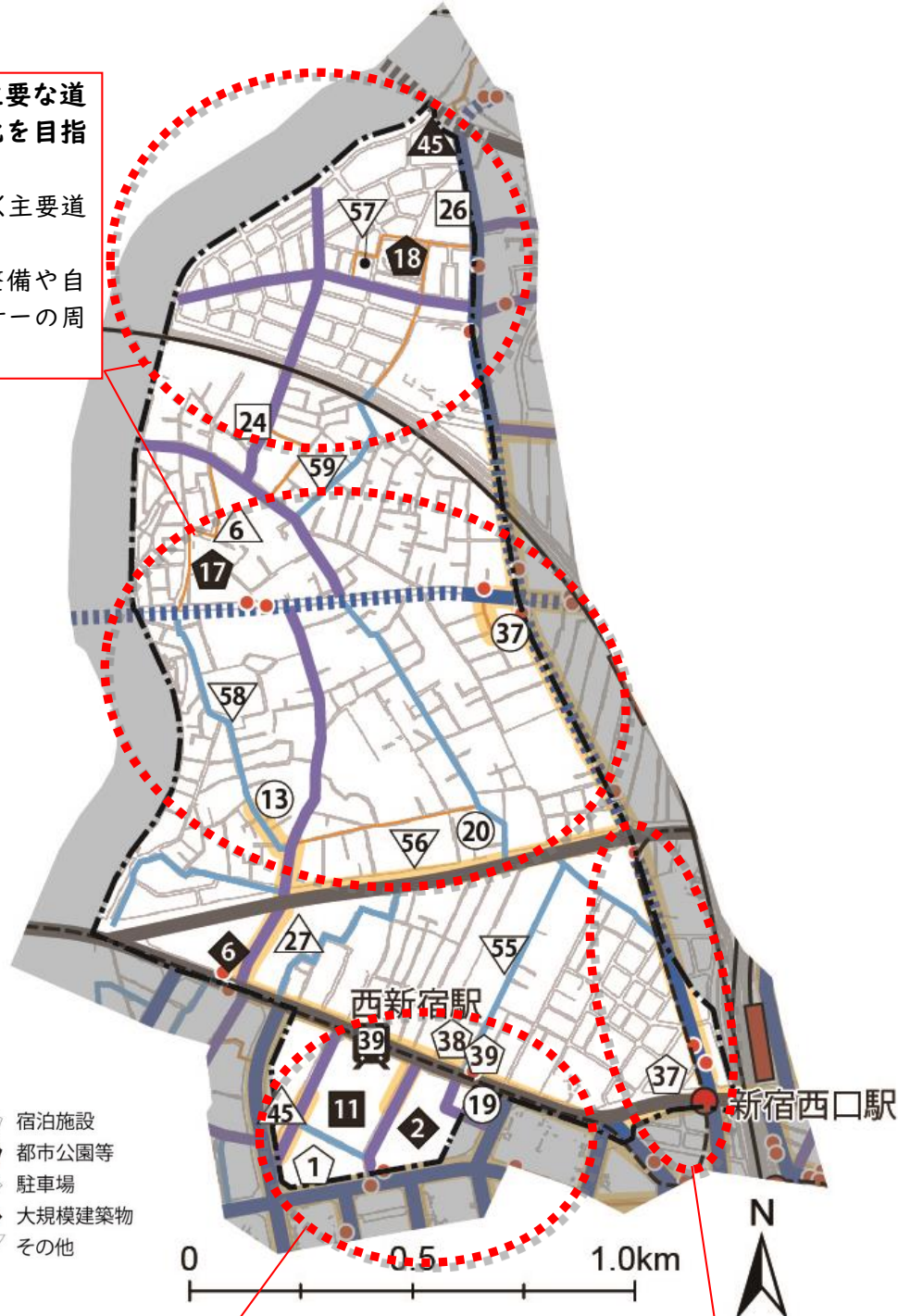
●中井駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。

- 各事業者間の連携による連続的なバリアフリー整備
- 中井駅周辺のバリアフリールートのご案内・人的支援の充実
- 商店街における沿道敷地と連携した敷地と道路の段差解消

9 柏木地域

【方針図】

- 地区の骨格となる主要道路のバリアフリー化を目指します。
- 交通安全対策に基づく主要道路のバリアフリー整備
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



生活関連施設

- | | |
|--------------|----------|
| ① 旅客施設 | ① 宿泊施設 |
| ① 公共施設・郵便局 | ① 都市公園等 |
| ① 福祉施設 | ① 駐車場 |
| ① 保健施設・病院 | ① 大規模建築物 |
| ① 文化・教養・教育施設 | ① その他 |
| ▲ 商業施設 | |

- 青梅街道を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。
- 鉄道駅や病院施設など、利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 工事中における安全な歩行空間の確保及び環境変化に関する情報発信の配慮
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発

- 新宿大ガード周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。
- 幅員の広い道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 沿道敷地と連携した歩行空間の確保や敷地と道路の段差解消

生活関連経路

- | | | | |
|---|-----------|---------------|------------------|
| に都
市マ
ス
タ
ー
ブ
ラ
ン
に
定
め
る
主
要
な
道
路 | — 広域幹線道路 | (都市計画道路の整備状況) | — 鉄道・駅 |
| | — 地域幹線道路 | 完了 事業中 優先 計画 | -●- 地下鉄/都電・駅/停留場 |
| | — 地区内主要道路 | 完了 事業中 優先 計画 | ● バス停 |
| | — 主要区画道路 | 完了 事業中 優先 計画 | |
| | — 区画道路 | — 特定道路 | |

10 新宿駅周辺地域

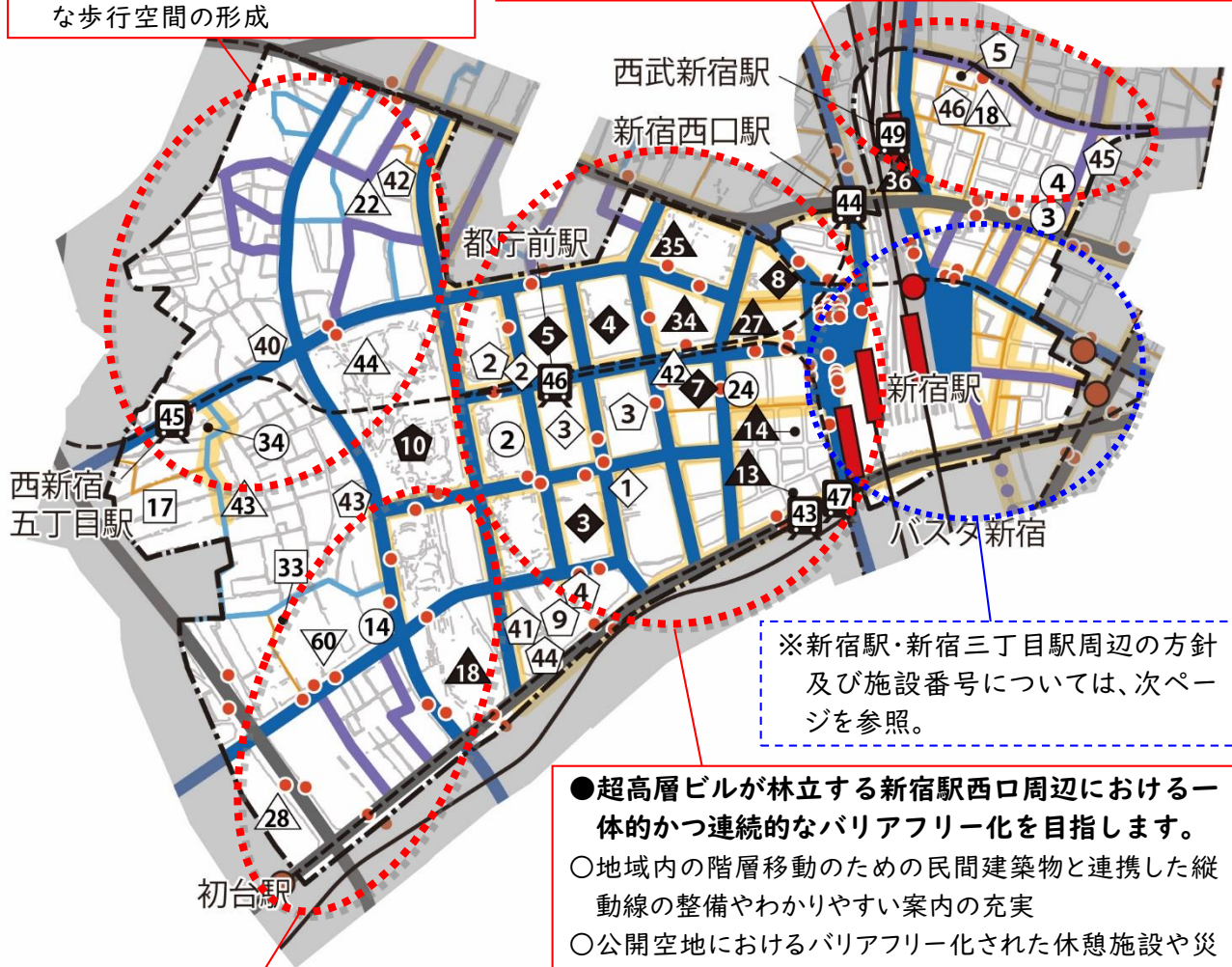
【方針図】

●地区の骨格となる主要な道路のバリアフリー化を目指します。

- 再開発事業等のまちづくりと連携した歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 無電柱化の推進による安全で快適な歩行空間の形成

●歌舞伎町地区における安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 沿道の敷地と連携した歩行空間の確保や敷地と道路の段差解消
- 高齢者や障害者等の通行を妨げる路上等障害物の撤去、移設
- 自転車通行空間の整備や自転車通行ルール・マナーの周知啓発



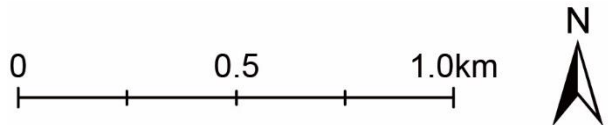
※新宿駅・新宿三丁目駅周辺の方針及び施設番号については、次ページを参照。

●幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 公共施設や商業施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 生活道路における安全対策と連携したバリアフリー整備

●超高層ビルが林立する新宿駅西口周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 地域内の階層移動のための民間建築物と連携した縦動線の整備やわかりやすい案内の充実
- 公開空地におけるバリアフリー化された休憩施設や災害時の避難場所としての利用
- 幹線道路の歩道や交差点におけるバリアフリー整備



生活関連施設

- 1 旅客施設
- 1 公共施設・郵便局
- 1 福祉施設
- 1 保健施設・病院
- 1 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設
- 1 宿泊施設
- 1 都市公園等
- 1 駐車場
- 1 大規模建築物
- ▽ その他

生活関連経路

- に都市マスタープランに定める主要な道路
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 区画道路
- (都市計画道路の整備状況) 完了 事業中 優先 計画
- 特定道路

- 鉄道・駅
- - 地下鉄/都電・駅/停留場
- バス停

【新宿駅周辺拡大図】

●新宿グランドターミナルの一体的な再編と連携した利便性の高いバリアフリー化を目指します。

- 各事業者間の連携による一体的かつ連続的なバリアフリー整備
- 再編と併せた駅周辺の施設や道路のバリアフリー整備
- 当事者の意見を踏まえたバリアフリー整備
- 多言語対応や音声情報の文字化など、案内の充実
- 駅間の乗換や駅から周辺施設への移動など、各事業者間の連携による一体的な移動支援



●まちづくりと連携した新宿三丁目駅周辺における利便性の高いバリアフリー化を目指します。

- 利便性の高い乗換ルートの整備や、バリアフリールート案内・人的支援の充実
- 地下通路における歩行者ネットワークのバリアフリー整備
- 駅周辺や商業施設など、利用者の多い施設周辺の歩道や交差点におけるバリアフリー整備
- 高齢者や障害者等の通行を妨げる路上等障害物の撤去、移設
- 多言語に対応したわかりやすい案内・人的支援の充実

●高齢者や障害者等への配慮とこころのバリアフリーの推進を目指します。

- 商業施設などの施設利用時における人的支援の充実
- 混雑する道路や地下通路での譲り合いや通行マナーの啓発
- 困っている人への声かけや手助けなど、こころのバリアフリーの徹底

生活関連施設

- 1 旅客施設
- 1 公共施設・郵便局
- 1 福祉施設
- 1 保健施設・病院
- 1 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設
- 1 宿泊施設
- 1 都市公園等
- 1 駐車場
- 1 大規模建築物
- 1 その他

生活関連経路

- 都市マスタープランに定める主要な道路
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 区画道路
- 地下通路

エレベーター

- EV 地上～地下間
- EV 地上間
- EV 地下間
- EV 枠なし：始終電間または24時間利用可
- EV 枠あり：時間制限あり
- バリアフリールート
- 係員対応が必要なルート

(令和3年3月時点)

生活関連施設一覧

□ 旅客施設

- ① 国立競技場駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ② 四ツ谷駅(JR)
- ③ 四ツ谷駅(東京メトロ[丸ノ内線])
- ④ 四ツ谷駅(東京メトロ[南北線])
- ⑤ 四谷三丁目駅(東京メトロ[丸ノ内線])
- ⑥ 信濃町駅(JR)
- ⑦ 新宿御苑前駅(東京メトロ[丸ノ内線])
- ⑧ 新宿三丁目駅(都営地下鉄[新宿線])
- ⑨ 新宿三丁目駅(東京メトロ[丸ノ内線])
- ⑩ 新宿三丁目駅(東京メトロ[副都心線])
- ⑪ 市ヶ谷駅(東京メトロ[有楽町線])
- ⑫ 市ヶ谷駅(東京メトロ[南北線])
- ⑬ 牛込神楽坂駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ⑭ 神楽坂駅(東京メトロ[東西線])
- ⑮ 飯田橋駅(東京メトロ[南北線])
- ⑯ 飯田橋駅(東京メトロ[有楽町線])
- ⑰ 市ヶ谷駅(都営地下鉄[新宿線])
- ⑱ 市ヶ谷駅(JR)
- ⑲ 飯田橋駅(JR)
- ⑳ 飯田橋駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ㉑ 飯田橋駅(東京メトロ[東西線])
- ㉒ 牛込柳町駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ㉓ 早稲田駅(東京メトロ[東西線])
- ㉔ 若松河田駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ㉕ 曙橋駅(都営地下鉄[新宿線])
- ㉖ 新大久保駅(JR)
- ㉗ 西早稲田駅(東京メトロ[副都心線])
- ㉘ 大久保駅(JR)
- ㉙ 東新宿駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ㉚ 東新宿駅(東京メトロ[副都心線])
- ㉛ 高田馬場駅(JR)
- ㉜ 高田馬場駅(西武)
- ㉝ 高田馬場駅(東京メトロ[東西線])
- ㉞ 下落合駅(西武)
- ㉟ 中井駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ㊱ 中井駅(西武)
- ㊲ 落合駅(東京メトロ[東西線])
- ㊳ 落合南長崎駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ㊴ 西新宿駅(東京メトロ[丸ノ内線])
- ㊵ 新宿駅(東京メトロ[丸ノ内線])
- ㊶ 新宿駅(京王)
- ㊷ 新宿駅(小田急)
- ㊸ 新宿駅(都営地下鉄[新宿線])
- ㊹ 新宿西口駅(都営地下鉄[大江戸線])

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

- ㊺ 西新宿五丁目駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ㊻ 都庁前駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ㊼ 新宿駅(都営地下鉄[大江戸線])
- ㊽ 新宿駅(JR)
- ㊾ 西武新宿駅(西武)
- ㊿ 早稲田停留場(都電荒川線)
- ① 面影橋停留場(都電荒川線)
- ② バスタ新宿

○ 公共施設・郵便局

- ① 新宿区役所 第二分庁舎(保健所)・分館
- ② 東京都庁・島しょ保健所
- ③ 新宿区役所 第一分庁舎
- ④ 新宿区役所 本庁舎
- ⑤ 四谷特別出張所・四谷地域センター・四谷区民ホール・四谷図書館
- ⑥ 筆筈町特別出張所・牛込筆筈地域センター・牛込筆筈区民ホール
- ⑦ 榎町特別出張所・榎町地域センター
- ⑧ 若松町特別出張所・若松地域センター
- ⑨ 大久保特別出張所・大久保地域センター・大久保図書館
- ⑩ 戸塚特別出張所・戸塚地域センター
- ⑪ 落合第一特別出張所・落合第一地域センター・落合保健センター
- ⑫ 落合第二特別出張所・落合第二地域センター
- ⑬ 柏木特別出張所・北新宿地域交流館・柏木地域センター・北新宿第一児童館
- ⑭ 角筈特別出張所・角筈地域センター・角筈図書館・角筈区民ホール
- ⑮ 四谷警察署
- ⑯ 四谷税務署
- ⑰ 牛込警察署
- ⑱ 戸塚警察署
- ⑲ 新宿警察署
- ⑳ 新宿税務署
- ㉑ 新宿都税事務所
- ㉒ 牛込郵便局
- ㉓ 新宿北郵便局
- ㉔ 新宿郵便局
- ㉕ 新宿一郵便局
- ㉖ 新宿二郵便局
- ㉗ 四谷郵便局
- ㉘ 新宿改代町郵便局
- ㉙ 新宿天神郵便局
- ㉚ 新宿住吉郵便局
- ㉛ 新宿戸山郵便局
- ㉜ 牛込抜弁天郵便局
- ㉝ 新宿上落合郵便局
- ㉞ 西新宿四郵便局
- ㉟ 新宿年金事務所
- ㊱ 東京行政評価事務所
- ㊲ 東京法務局新宿出張所

□ 福祉施設

- ① 新宿地域交流館

2	本塩町地域交流館・本塩町児童館
3	中町地域交流館・中町図書館・中町児童館
4	東五軒町地域交流館・東五軒町児童館
5	北山伏地域交流館・北山伏児童館
6	山吹町地域交流館
7	早稲田南町地域交流館・早稲田南町児童館
8	百人町地域交流館・百人町児童館
9	高田馬場地域交流館・高田馬場第二児童館
10	西早稲田地域交流館
11	下落合地域交流館
12	中落合地域交流館・中落合子ども家庭支援センター
13	上落合地域交流館・上落合児童館
14	信濃町シニア活動館・信濃町子ども家庭支援センター
15	戸山シニア活動館・若松町高齢者総合相談センター
16	高田馬場シニア活動館
17	西新宿シニア活動館・角筈高齢者総合相談センター
18	薬王寺地域ささえあい館・薬王寺児童館
19	笹笥町高齢者総合相談センター
20	大久保高齢者総合相談センター
21	落合第一高齢者総合相談センター
22	落合第二高齢者総合相談センター
23	新宿けやき園
24	柏木高齢者総合相談センター
25	子ども総合センター
26	東京都子供家庭総合センター
27	地域子育て支援センター二葉
28	榎町子ども家庭支援センター
29	地域子育て支援センター原町みゆき
30	富久町児童館
31	中井児童館
32	西落合児童館
33	西新宿児童館
34	障害者福祉センター
35	全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)
36	東京視覚障害者生活支援センター
37	東京ヘレンケラー協会
38	日本点字図書館
39	日本視覚障害者団体連合
40	東京都盲人福祉協会
41	障害者生活支援センター
42	あゆみの家
43	シャロームみなみ風
44	高田馬場福祉作業所・新宿リサイクル活動センター
45	新宿区社会福祉協議会・戸塚高齢者総合相談センター
保健施設・病院	
1	林外科病院
2	慶應義塾大学病院
3	国立国際医療研究センター病院
4	東京女子医科大学病院・東京女子医科大学(河田町キャンパス)
5	東京新宿メディカルセンター
6	東京都保健医療公社大久保病院・東京都健康プラザ「ハイジア」

7	東京山手メディカルセンター
8	春山記念病院
9	目白病院
10	聖母病院
11	東京医科大学病院
12	ICR 附属クリニカルリサーチ東京病院
13	神経研究所附属晴和病院
14	柳町病院
15	国立感染症研究所
16	四谷保健センター・四谷高齢者総合相談センター・ 新宿区社会福祉協議会東分室
17	牛込保健センター・新宿生活実習所・ 榎町高齢者総合相談センター
18	東新宿保健センター・新宿区医師会区民健康センター
△ 文化・教養・教育施設	
△1	鶴巻図書館
△2	戸山図書館・戸山生涯学習館
△3	中央図書館・こども図書館
△4	下落合図書館
△5	西落合図書館
△6	北新宿図書館・北新宿第二地域交流館・ 北新宿子ども家庭支援センター・北新宿生涯学習館
△7	赤城生涯学習館
△8	住吉町生涯学習館
△9	西戸山生涯学習館
△10	国立競技場
△11	明治神宮野球場
△12	元気館
△13	新宿コスミックスポーツセンター
△14	新宿スポーツセンター
△15	大久保スポーツプラザ
△16	新宿バルト9・新宿マルイアネックス
△17	新宿ピカデリー
△18	新宿東宝ビル・ホテルグレイスリー新宿
△19	EJ アニメシアター新宿・シネマート新宿
△20	矢来能楽堂
△21	早稲田松竹映画劇場
△22	芸能花伝舎
△23	K's cinema
△24	新宿武蔵野館 1・2・3
△25	ベルサール高田馬場
△26	新宿文化センター
△27	ベルサール新宿グランド
△28	東京オペラシティ
△29	聖徳記念絵画館
△30	四谷ひろば(地域ひろば、東京おもちゃ美術館、CCAA アートプラザ)
△31	消防博物館
△32	新宿歴史博物館
△33	漱石山房記念館
△34	東京理科大学 神楽坂キャンパス
△35	学習院女子大学・高等科・中等科
△36	早稲田大学 戸山キャンパス

37	東京医科大学
38	桜美林大学 新宿キャンパス
39	東京富士大学
40	早稲田大学 早稲田キャンパス
41	目白大学 新宿キャンパス
42	工学院大学 新宿キャンパス
43	新宿養護学校
44	エコギャラリー新宿
45	産業会館(BIZ 新宿)
▲ 商業施設	
1	コモレ四谷
2	紀伊國屋書店新宿本店
3	ヤマダ電機 LABI 新宿東口館
4	ルミネ2・ルミネ the よしもと
5	伊勢丹新宿店
6	新宿マルイメソ
7	新宿マルイ本館
8	富久クロス
9	セントラルプラザ・東京都心身障害者福祉センター・ 東京都社会福祉協議会
10	ドン・キホーテ新宿店
11	FIビル(ドン・キホーテ 高田馬場駅前店他)
12	小田急ハルク
13	ヤマダ電機 LABI 新宿西口館
14	ヨドバシカメラ新宿西口本店
15	ルミネ 1
16	京王百貨店
17	小田急百貨店
18	新宿パークタワー・パークタワーホール・パークハイアット東京
19	FLAGS
20	ニューマン新宿・ルミネ 0
21	ビックロ
22	ルミネエスト
23	ビッグス新宿ビル(アクタス)
24	ブラザー・交通公社新宿共同ビル
25	第2武蔵野ビル(コメ兵新宿店)
26	110ビル
27	ブックファースト新宿店
28	ヨドバシカメラ新宿東口
29	丸井新宿東口ビル
30	新宿アルタ
31	オレンジコートショッピングセンター
32	新宿サブナード
33	BIGBOX 高田馬場
34	新宿センタービル
35	新宿野村ビル

※複数の種別にまたがる複合施設については、下線の施設が該当する種別に分類しています。

36	西武新宿ペペ・新宿プリンスホテル
37	アトレ四谷
38	マルエツ江戸川橋店
39	ライフ若松河田駅前店
40	オリンピック早稲田店
41	高田馬場ヒルサイドパレス(ピーコック・しまむら)
42	オーケー下落合店
43	オリンピック中落合店
44	ピーコックストア目白店
45	いなげや新宿小滝橋店
46	FFビル
47	ドン・キホーテ 新宿東南口店
48	ミラザ新宿
49	T&T IIIビル
50	新宿ミロード
△ 宿泊施設	
1	ヒルトン東京
2	ハイアットリージェンシー東京
3	京王プラザホテル
4	新宿ワシントンホテル
5	アパホテル新宿歌舞伎町タワー
6	日本青年館ホテル
7	防衛省共済組合市ヶ谷会館(ホテルグランドヒル市ヶ谷)
8	リーガロイヤルホテル東京
9	新宿ワシントンホテル新館
10	ヴィアイン新宿
11	シタディーン新宿東京
12	ホテルウイングインターナショナルプレミアム東京四谷
13	ホテル京阪 東京四谷
14	東急ステイ四谷
15	ONSEN RYOKAN YUEN SHINJUKU
16	アパホテル<新宿御苑前>
17	ホテルリステル新宿
18	ホテルサンライト新宿
19	東横INN新宿御苑前駅3番出口
20	東急ステイ新宿
21	ヴィアイン飯田橋後楽園
22	パールホテル新宿曙橋
23	HUNDREDSTAYTokyoShinjukuServicedApartments&Hotel
24	相鉄フレッサイン 東新宿駅前
25	アパホテル<新宿 歌舞伎町中央>
26	アパホテル<東新宿 歌舞伎町>
27	アパホテル<東新宿 歌舞伎町タワー>
28	アパホテル<東新宿駅前>
29	アパホテル<東新宿歌舞伎町東>
30	イーホテル東新宿
31	スーパーホテル東京・新宿歌舞伎町
32	ビスポークホテル新宿
33	プレミアムホテル-CABIN-新宿
34	新宿グランベルホテル
35	東横INN新宿歌舞伎町

36	東京ビジネスホテル
37	イビス東京新宿
38	ホテルローズガーデン新宿
39	西鉄イン新宿
40	東急ステイ西新宿
41	サンメンバーズ東京新宿
42	ダイワロイネットホテル西新宿
43	ザノット東京新宿
44	京王プレッソイン新宿
45	シタディーンセントラル新宿東京
46	ホテルウィングインターナショナル新宿
都市公園等	
1	新宿御苑
2	戸山公園
3	百人町ふれあい公園
4	甘泉園公園
5	西戸山公園
6	おとめ山公園
7	落合中央公園
8	西落合公園
9	妙正寺川公園
10	新宿中央公園
11	みなみもと町公園
12	若葉東公園
13	白銀公園
14	鶴巻南公園
15	富久さくら公園
16	落合公園
17	北新宿公園
18	北柏木公園
駐車場	
1	西新宿第四駐車場
2	都庁前駅駐車場
3	都庁大型駐車場
4	新宿駅西口駐車場
5	新宿駅南口駐車場(京王地下駐車場)
大規模建築物	
1	新宿イーストサイドスクエア
2	新宿アイランドタワー
3	新宿 NS ビル
4	新宿三井ビル
5	新宿住友ビル
6	新宿フロントタワー
7	エステック情報ビル
8	新宿エルタワー
その他	
1	PMO 新宿御苑前
2	RAINBOW VILLAGE
3	新四 curumu ビル
4	保健会館新館国井記念館
5	松永ビル
6	クリオ東新宿壱番館
7	141 ビル
8	新宿パレットビル
9	新宿中村屋ビル

10	ヒューリック新宿ビル
11	NEWNO・GS 新宿
12	新宿高等学校
13	花園小学校
14	四谷小学校
15	四谷第六小学校
16	四谷中学校
17	愛日小学校
18	牛込第一中学校
19	牛込第三中学校
20	細工町高齢者在宅サービスセンター
21	市谷小学校・市谷幼稚園
22	津久戸小学校
23	新宿山吹高等学校
24	牛込第二中学校
25	牛込仲之小学校
26	江戸川小学校
27	成城中・高等学校
28	早稲田小学校
29	鶴巻小学校
30	総合芸術高等学校
31	戸山高等学校
32	西早稲田中学校
33	東戸山小学校
34	富久小学校
35	余丁町小学校
36	戸山小学校
37	新宿中学校
38	大久保小学校
39	天神小学校
40	戸塚第一小学校
41	戸塚第三小学校・高田馬場第一児童館
42	戸塚第二小学校・戸塚第二幼稚園
43	新宿 NPO 協働推進センター
44	新宿西戸山中学校
45	西戸山小学校
46	中落合高齢者在宅サービスセンター
47	落合第一小学校
48	落合第四小学校
49	落合第二小学校
50	落合中学校
51	落合第五小学校
52	落合第三小学校
53	落合第二中学校
54	落合第六小学校
55	西新宿中学校
56	大智学園高等学校
57	東京母子愛育会保育園
58	柏木小学校
59	淀橋第四小学校・淀橋第四幼稚園
60	西新宿小学校

第4章 移動等円滑化促進方針の実現に向けて

1 こころのバリアフリー等のソフト施策

1-1 こころのバリアフリーの促進

「こころのバリアフリー」とは、障害に対する差別や理解不足からくる「こころの障壁(バリア)」をなくし、障害のある人もない人も共に支え合う地域共生社会を目指すことです。

区民が取り組むこころのバリアフリーや人的支援等の配慮事項について、区民に広く周知し、配慮事項に基づいた行動を働きかけることで、こころのバリアフリーの促進を図ります。

こころのバリアフリーの促進に向けた配慮事項

- ・ 多様な障害者の困りごとや支援の方法を学び、理解する。
- ・ 聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、外見では障害があることがわかりにくい人がいることに留意し、適切な手助けや気配りをするよう努める。
- ・ 障害の社会モデル^{※1}を理解し、障害者等から何らかの配慮を求められた時など、支援や周囲への声かけ等の合理的配慮^{※2}を行う。
- ・ 日常生活で困ったときのほか、緊急時や災害時等に周囲の手助けをお願いしやすくするヘルプカードや、聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用される耳マーク等の普及を推進する。
- ・ 施設利用者や施設管理者等は、配慮に欠けた行動や対応により、高齢者、障害者等の移動や利用の支障となることがないよう努める。
- ・ 施設利用者は、施設内の駐車場を利用する際、車椅子使用者用駐車施設を必要とする人が利用できるよう配慮する。
- ・ 施設利用者は、エレベーターや車椅子使用者用便房を必要とする人が利用できるよう配慮する。
- ・ 施設利用者は、エスカレーターでは、片側の手足などが麻痺しているため右側の手すりを掴む人や、子どもの安全のために手を繋いで2列で乗る人がいることに配慮する。
- ・ 公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設等において、盲導犬や介助犬など、身体障害者補助犬の受け入れを拒んではならない。
- ・ 誘導用ブロックは視覚障害者が移動するために必要なものであることを理解し、誘導用ブロック周辺に物や自転車を置いたりせず、歩行者が立ち止まる際は、視覚障害者の歩行の支障とならないよう配慮する。
- ・ 視覚障害者のための音声案内など、歩行中にスマートフォンやイヤホンを利用している障害者に、周囲の人が移動の妨げとならないように配慮し、狭い歩道や通路では譲り合って通行する。
- ・ 車椅子使用者が鉄道やバスなどに乗車する際、車椅子使用者が困っている場合には、他の乗客も声掛け、協力することで、互いに気持ちよく利用できるよう配慮する。

太字：高齢者、障害者等の意見の多かった内容

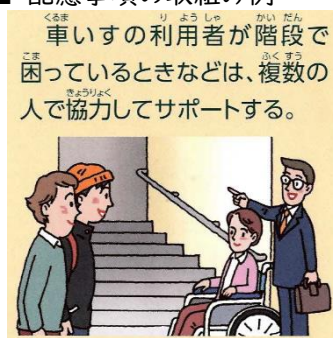
※1「障害の社会モデル」とは

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方をいいます。

※2「合理的配慮」とは

障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のことをいいます。

■ 配慮事項の取組み例



1-2 情報提供

施設や道路のバリアフリーに関する情報については、その情報を管理する施設管理者等や自治体、公益財団法人等により個別に情報提供が行われ、経路検索等のサービスも普及しています。利用者が容易に情報を入手でき、使い勝手を良くするためには、今後の情報社会の進展を踏まえ、情報の共通化などが重要です。

情報提供については、区では現在、「新宿らくらくバリアフリーマップ」を作成し、施設や道路に関する情報提供を行っています。

○新宿らくらくバリアフリーマップ

「新宿らくらくバリアフリーマップ」は、高齢者や障害者、子ども連れの家族などに、区内の公共施設や商業施設、公園等のバリアフリー情報を提供するオンラインマップです。PC とスマートフォンに対応し、現在地付近のバリアフリー施設や、利用したいバリアフリー情報の検索が簡単にできます。

また、バリアフリーマップを促進方針の中に位置づけることで、区は、バリアフリー法に基づき、施設管理者や道路管理者に対して、情報の提供を求めることができます。

今後も適切に情報の管理、更新を図っていきます。



「新宿らくらくバリアフリーマップ」のイメージ

1-3 その他のソフト施策

○自転車通行ルール・マナーの啓発

一部の自転車利用者が、「歩道は歩行者優先」、「車道の左側を走る」などの基本的な交通ルールを守らない等、不適切な利用をすることで、歩行者が危険を感じることや、歩行者の通行を妨害するケースがあります。

区では、全ての人々が快適に道路を活用できるよう、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」や「新宿区自転車ネットワーク計画」を策定し、放置自転車の撤去や駐輪場の整備、自転車通行空間の整備を推進するとともに、自転車等を利用する人の通行ルール・マナー等の向上を図るため、「自転車安全利用五則」の周知・啓発等に取り組んでいます。



自転車通行ルール・マナーの啓発のための街頭活動



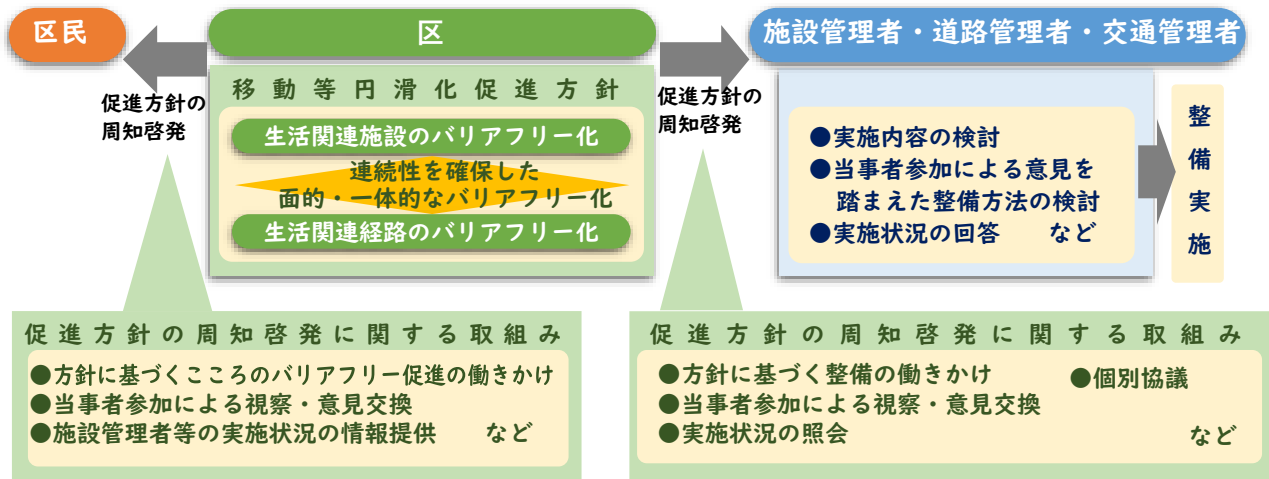
区内小学校での交通安全教室

2 移動等円滑化促進方針策定後の進め方

2-1 移動等円滑化促進方針の周知啓発

促進方針に基づくこころのバリアフリーの促進や整備の働きかけなど、区民や施設管理者等へ促進方針の内容について広く周知啓発していきます。

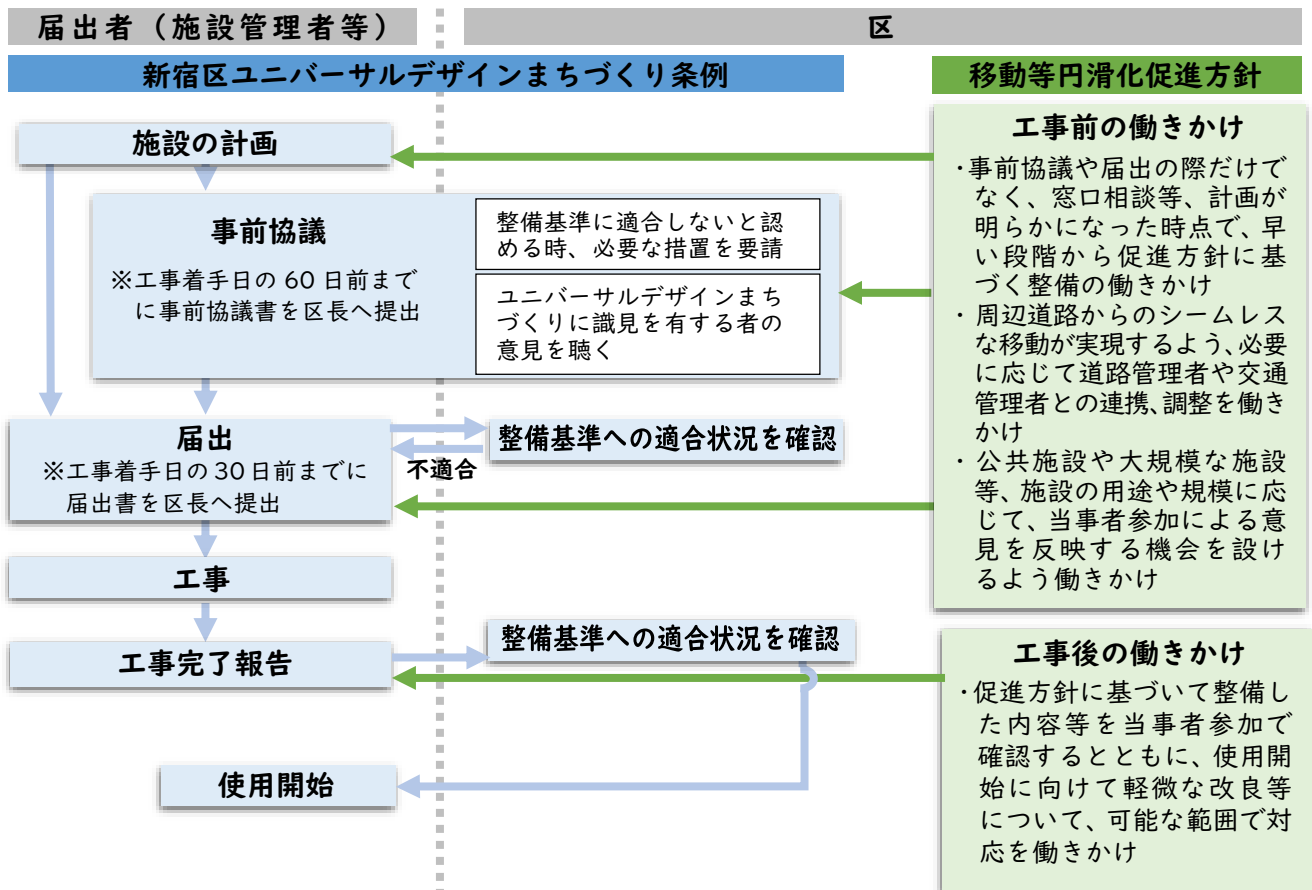
■ 移動等円滑化促進方針の周知啓発イメージ



2-2 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく手続きにおける関わり方

促進方針では、生活関連施設の改修や生活関連経路上の施設の新設などについて、UD 条例に基づく届出や事前協議の機会をとらえ、「本編 第2章 4-2 バリアフリー化促進に向けた配慮事項」や「本編 第3章 地域別方針」で示す面的・一体的なバリアフリー化を働きかけていきます。

■ UD 条例に基づく手続きにおける関わり方のイメージ



2-3 バリアフリー法に基づく届出制度

バリアフリー法において、移動等円滑化促進地区では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する 30 日前までに区に届け出ることとされています。

また、区は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置の実施を要請することができます。

これらの届出制度の活用により、移動の連続性の確保に努めます。

届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

届出対象となる施設	届出対象となる行為
区内全ての旅客施設 (生活関連施設)	下記の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> ホームから他の旅客施設（生活関連施設）との間の経路 ホームから生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路 当該施設に接する公共用通路等（道路以外）※との間の経路 ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	下記に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築又は修繕 <ul style="list-style-type: none"> 旅客施設（生活関連施設）の出入口 旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）※

※公共用通路（道路以外）：旅客施設の営業時間内において、常時一般交通の用に供されている一般交通用施設（道路以外）であって、旅客施設の外部にあるもの（自由通路など）

2-4 移動等円滑化促進方針に基づく整備の確認

促進方針策定後は、2-1 から 2-3 に示したとおり、施設管理者等に促進方針の周知啓発を行うとともに、UD 条例やまちづくり、道路整備事業等と連携を図るなど、バリアフリー化の促進に向けて取り組んでいきます。

また、バリアフリー法では、おおむね 5 年ごとに、促進方針に基づく整備の実施状況について、調査、分析等を行うよう努めることとなっており、高齢者、障害者等の当事者参加による意見交換などを活用し、適切に進めるとともに、必要に応じて促進方針の見直しを行っていきます。

■ 進め方

